

【公開版】

提出年月日	令和2年9月7日	R17
日本原燃株式会社		

M O X 燃 料 加 工 施 設 に お け る
新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

安全審査 整理資料

第35条：通信連絡を行うために必要な設備

目次

1 章 基準適合性

1. 概要

1. 1 通信連絡を行うために必要な設備の概要

1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備を行うために必要な設備

1. 1. 2 再処理事業所外への通信設備を行うために必要な設備

1. 1. 3 通信連絡設備，代替通信連絡設備，制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備の一覧

2. 設計方針

2. 1 通信連絡を行うために必要な設備

2. 2 多様性，位置的分散

2. 3 悪影響防止

2. 4 個数及び容量等

2. 5 環境条件等

2. 6 操作性の確保

2. 7 試験・検査

3. 主要設備及び仕様

4. 系統構成及び主要設備

第 35. 1 表 通信連絡設備，代替通信連絡設備，制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備の一覧

第 35. 2 表 (1) 通信連絡設備及び代替通信連絡設備の主要設備の仕様

第 35. 2 表 (2) 通信連絡設備及び代替通信連絡設備に
連する所内電源設備の概略仕様

第 35. 2 表 (3) 情報把握設備に関連する補機駆動用燃料補給設備の
概略仕様

第 35. 2 表 (4) 代替通信連絡設備に関連する放射線管理施設の
概略仕様

第 35. 2 表 (5) 通信連絡設備に関連する緊急時対策建屋電源設
備の概略仕様

第 35. 2 表 (6) 通信連絡設備に関連する緊急時対策建屋情報把
握設備の概略仕様

第 35. 3 表 多様性及び位置的分散 (通話装置のケーブル, 可搬型
通話装置)

第 35. 4 表 多様性及び位置的分散 (可搬型衛星電話 (屋内用))

第 35. 5 表 多様性及び位置的分散 (可搬型トランシーバ (屋内
用))

第 35. 6 表 多様性及び位置的分散 (可搬型衛星電話 (屋外用))

第 35. 7 表 多様性及び位置的分散 (可搬型トランシーバ (屋外
用))

第 35. 8 表 操作対象機器設置場所

第 35. 9 表 操作対象機器

第 35. 1 図 通信連絡設備の系統概要図

第 35. 2 図 代替通信連絡設備の系統概要図

第 35. 3 図 情報把握設備 全体系統概要図

2 章 補足説明資料

1 章 基準適合性

「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」
(以下「事業許可基準規則」という) 第三十五条では、通信連絡を行うために必要な設備について以下の要求がされている。

【加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】

(通信連絡を行うために必要な設備)

第三十五条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。

(解釈)

- 1 第35条に規定する「当該加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）から給電を可能とする通信連絡設備又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。

<適合のための設計方針>

MOX燃料加工施設には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備、代替通信連絡設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を設ける設計とする。

代替通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とした設計とする。

1. 概要

1. 1 通信連絡を行うために必要な設備の概要

重大事故等が発生した場合において，再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために，通信連絡設備，代替通信連絡設備，制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を設ける設計とする。

代替通信連絡設備及び制御建屋情報把握設備並びに情報把握収集伝送設備は，代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とした設計とする。

通信連絡設備は，所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備で構成する。

代替通信連絡設備の一部である統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，再処理施設と共用する。

通信連絡設備の系統概要図を第35. 1 図，代替通信連絡設備の系統概要図を第35. 2 図に示す。

制御建屋情報把握設備の一部である制御建屋可搬型情報収集装置及び情報把握収集伝送設備の一部である情報把握計装設備用屋内伝送系統，建屋間伝送用無線装置，第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は再処理施設と共用する。

情報把握設備の系統概要図を第35. 3 図に示す。

1. 1. 1 再処理事業所内の通信連絡を行うために必要な設備

重大事故等が発生した場合において，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するために所内通信連絡設備，代替通信連絡設備，制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を設ける設計とする。

重大事故等が発生した場合において，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として，通話装置のケーブル，可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用），制御建屋情報把握設備として，情報把握計装設備用屋内伝送系統，建屋間伝送用無線，情報把握収集伝送設備，制御建屋データ収集装置，制御建屋データ表示装置，制御建屋可搬型情報収集装置(MOX燃料加工施設用)，制御建屋可搬型情報表示装置(MOX燃料加工施設用)及び制御建屋可搬型情報収集装置，情報把握収集伝送設備として，燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統，燃料加工建屋建屋間伝送用無線装置，燃料加工建屋データ収集装置，燃料加工建屋可搬型情報収集装置，第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，グローブボックス温度監視装置（伝送路），グローブボックス負圧・温度監視設備（伝送路）及び情報

把握計装設備可搬型発電機を配備する。

重大事故等が発生した場合において、代替通信連絡設備へ給電するための設備として、「第34条 緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋用発電機を常設重大事故等対処設備として設置し、可搬型重大事故等対処設備として「第32条 電源設備」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機及び情報連絡用可搬型発電機並びに制御建屋可搬型発電機を配備する。

重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備へ給電するための設備として、「第32条 電源設備」の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置(制御装置含む)、所内携帯電話(交換機含む)、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバを常設重大事故等対処設備として位置付ける。

通話装置のケーブルは、常設重大事故等対処設備として燃料加工建屋内に2系統設け、可搬型通話装置を接続して使用可能な設備である。

可搬型通話装置は、可搬型重大事故等対処設備として燃料加工建屋内及び外部保管エリアに保管する。

可搬型衛星電話(屋内用)、可搬型トランシーバ(屋内用)、可搬型衛星電話(屋外用)及び可搬型トランシーバ(屋外用)は、中央監視室、再処理施設の中央制御室、緊急時対策所及び屋外間で連絡を行う際に使用するものであ

り、衛星回線又は無線回線を用いて通信連絡を行う設備である。

可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、燃料加工建屋、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。

可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、ハンドセットを中央監視室、再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所内に配備し、屋外に配置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。

可搬型通話装置は、乾電池で動作可能な設計とする。

可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）、可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、充電電池で動作可能な設備とする。

さらに、可搬型衛星携帯電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、「32条 電源設備」の燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は「第34条 緊急時対策所」の緊急時対策建屋用発電機から受電し、動作可能な設計とする。

乾電池を用いるものについては7日間以上継続して通話ができる設計とする。また、充電電池を用いるものについては、「第32条 電源設備」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発

電機又は「第34条 緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋用発電機にて充電，又は受電することで7日間以上継続して通話ができる設計とする。

代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，再処理施設と共用する。

共用する代替通信連絡設備は，再処理施設及び M O X 燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，同一の端末を使用すること及び十分な数量を確保することで，共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。

重大事故等が発生した場合において，重大事故等に対処するために必要な情報を燃料加工建屋及び再処理施設の中央監視室にて監視及び記録するとともに，緊急時対策所に伝送することができるよう，制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を常設重大事故等対処設備として設置するとともに，可搬型重大事故等対処設備として配備する。

重大事故等が発生した場合において，代替通信連絡設備へ給電するための設備として「第34条 緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋用発電機を常設重大事故等対処設備として設置する。

重大事故等が発生した場合において，制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備へ給電するための設備とし

て「第 32 条 電源設備」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機，情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設置する。

制御建屋情報把握設備へ伝送するパラメータは，「第 29 条 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対処するための設備」の代替火災感知設備，放出防止設備及び「第 31 条 重大事故等への対処に必要な水の供給設備」の水供給設備の重要監視パラメータ並びに監視測定設備「第 33 条 監視測定設備」の代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備，可搬型環境モニタリング設備，代替気象観測設備の可搬型気象観測設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを表示，監視及び記録できる設計とする。

また，MOX 燃料加工施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても，これら重要監視パラメータを監視及び記録できる設計とする。

情報把握設備はである情報把握計装設備用屋内伝送系統，建屋間伝送用無線装置，制御建屋可搬型情報収集装置，第 1 保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第 2 保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、情報把握計装設備可搬型発電機は，再処理施設と共用する設計とする。

1. 1. 2 再処理事業所外への通信連絡を行うために必要な設備

重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するために、所外通信連絡設備、代替通信連絡設備を設ける設計とする。

重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するための代替通信連絡設備として統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムを設置する。

重大事故等が発生した場合において、再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）を配備する。

重大事故が発生した場合において、代替通信連絡設備へ給電するための設備として「第34条 緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋用発電機を常設重大事故等対処設備として設置する。

設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備とし

て位置付ける。

また、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X は、計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するために使用する。

可搬型衛星電話（屋内用）は、再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり、衛星回線を用いて通信連絡を行う設備である。

可搬型衛星携帯電話（屋内用）は、可搬型重大事故対処設備として緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。

可搬型衛星電話（屋外用）は、再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり、衛星回線又は無線回線を用いて通信連絡を行う設備である。可搬型衛星電話（屋外用）は、制御建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。

可搬型衛星電話（屋内用）は、ハンドセットを緊急時対策建屋に配備し屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。

統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは、専用回線を介して再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり、常設重大事故等対処設備として緊急時対策建屋に設ける設計とする。

また、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X は、計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で

共有するために使用する。

統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは，「第34条 緊急時対策所」の緊急時対策建屋用発電機から受電し，動作可能な設計とする。

可搬型衛星電話（屋内用）は，「第34条 緊急時対策所」の緊急時対策建屋用発電機から受電し，動作可能な設計とする。

可搬型衛星電話（屋外用）は，代替電源として充電池で動作可能な設計とする。

1. 1. 3 通信連絡設備，代替通信連絡設備，制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備の一覧

a. 所内通信連絡設備

ページング装置（警報装置含む。）

（再処理施設及び廃棄物管理施設と共用） 1 式

所内携帯電話

（再処理施設及び廃棄物管理施設と共用） 1 式

専用回線電話 1 式

ファクシミリ 1 式

環境中継サーバ（再処理施設と共用） 1 式

b. 所外通信連絡設備

統合原子力防災ネットワーク I P 電話 (再処理施設と共用)	1 式
統合原子力防災ネットワーク I P - F A X (再処理施設と共用)	1 式
統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム (再処理施設と共用)	1 式
一般加入電話 (再処理施設と共用)	1 式
一般携帯電話 (再処理施設と共用)	1 式
衛星携帯電話 (再処理施設と共用)	1 式
ファクシミリ (再処理施設と共用)	1 式

c. 代替通信連絡設備

(a) 常設重大事故等対処設備

通話装置のケーブル	1 式
統合原子力防災ネットワーク I P 電話 (設計基準対象の施設と兼用) (再処理施設と共用)	1 式
統合原子力防災ネットワーク I P - F A X (設計基準対象の施設と兼用) (再処理施設と共用)	1 式
統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム (設計基準対象の施設と兼用) (再処理施設と共用)	1 式

(b) 可搬型重大事故等対処設備

可搬型通話装置	1 式
---------	-----

可搬型衛星電話（屋内用） （再処理施設と共用）	1 式
可搬型トランシーバ（屋内用）	1 式
可搬型衛星電話（屋外用） （再処理施設と共用）	1 式
可搬型トランシーバ（屋外用）	1 式

d. 制御建屋情報把握設備

(a) 常設重大事故等対処設備

情報把握計装設備用屋内伝送系統（再処理施設と共用）

建屋間伝送用無線装置（再処理施設と共用）

制御建屋データ収集装置

制御建屋データ表示装置

(b) 可搬型重大事故等対処設備

制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）

制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）

制御建屋可搬型情報収集装置（再処理施設と共用）

e. 情報把握収集伝送設備

(a) 常設重大事故等対処設備

燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統

燃料加工建屋間伝送用無線装置

グローブボックス温度監視装置

（設計基準対象の施設と兼用，伝送路として使用）

グローブボックス負圧・温度監視設備

(設計基準対象の施設と兼用，伝送路として使用)

燃料加工建屋データ収集装置

(b)可搬型重大事故等対処設備

燃料加工建屋可搬型情報収集装置

第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置

(再処理施設と共用)

第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置

(再処理施設と共用)

情報把握計装設備可搬型発電機 (再処理施設と共用)

2. 設計方針

2. 1 通信連絡を行うために必要な設備

重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有するために、所内通信連絡設備，所外通信連絡設備，代替通信連絡設備，制御建屋情報把握設備，情報把握収集伝送設備を設ける設計とする。

所内通信連絡設備として、ページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ及び環境中継サーバを設ける設計とする。

所外通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリを設ける設計とする。

代替通信連絡設備として、通話装置のケーブル，可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用），可搬型トランシーバ（屋外用），統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムを設ける設計とする。

制御建屋情報把握設備として、情報把握計装設備用伝送系統，建屋間伝送用無線装置，制御建屋データ収集装置，制御建屋データ表示装置，制御建屋可搬型情報収集装置（M O X

燃料加工施設用), 制御建屋可搬型情報表示装置 (M O X 燃料加工施設用) 及び制御建屋可搬型情報収集装置を設ける設計とする。

情報把握収集伝送設備として, 燃料加工建屋情報把握計装設備用伝送系統, 燃料加工建屋建屋間伝送用無線装置, 燃料加工建屋データ収集装置, 燃料加工建屋可搬型情報収集装置, 第 1 保管庫・貯水所可搬型情報収集装置, 第 2 保管庫・貯水所可搬型情報収集装置, グローブボックス温度監視装置 (伝送路) グローブボックス負圧・温度監視設備 (伝送路) 及び情報把握計装設備可搬発電機を設ける設計とする。

所外通信連絡設備は, 有線回線, 無線回線又は衛星回線による通信回線の多様性を確保した専用通信回線に接続することで, 輻輳等による制限を受けることのない設計とする。

代替通信連絡設備, 制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備は, 代替電源設備 (電池等の予備電源設備を含む。) からの給電を可能とした設計とする。

制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備は, M O X 燃料加工施設の重大事故等が発生した場合, 重大事故に対処するために, 再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所において把握が必要なパラメータを収集し伝送するとともに, 監視及び記録できる設計とする。

【第 35. 1 表, 第 35. 2 表 (1) ~ (6),
補足説明資料 2 - 3, 2 - 4, 2 - 5】

2. 2 多様性，位置的分散

基本方針については，「第 27 条 重大事故等対処設備」の「2. 1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは，所外通信連絡設備のうち一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，「第 34 条 緊急時対策所」の緊急時対策所の一部である緊急時対策建屋用発電機からの給電により使用することで，電源設備に対して多様性を有する設計とする。

【補足説明資料 2 - 4】

また，代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは，所外通信連絡設備のうち一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで，所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。

【補足説明資料 2 - 3， 2 - 5】

代替通信連絡設備の通話装置のケーブルは，所内通信連

絡設備のページング装置及び所内携帯電話と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話と異なる系統構成で使用することで，所内連絡設備のページング装置及び所内携帯電話に対して独立性を有する設計とする。

内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保及び修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。

【第 35. 3 表，補足説明資料 2 - 3】

代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，「第 32 条 電源設備」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機，情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機又は「第 34 条 緊急時対策所」の緊急時対策建屋発電機からの給電により使用することで，

電源設備に対して多様性を有する設計とする。

また、代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ，環境中継サーバ及び所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続することで，所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ，環境中継サーバ，所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリに対して通信方式の多様性を有する設計とする。

【第 35. 4 ～ 35. 7 表，補足説明資料 2 - 4，2 - 8】

代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星携帯電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム，一般加入電話，一般携帯電話及び衛星携帯電話及びファクシミリと共通要因によって

同時にその機能が損なわれないよう、所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリが設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、燃料加工建屋、制御建屋及び緊急時対策建屋に保管する場合は所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話等が設置される場所と異なる場所に保管することで所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、ファクシミリ及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリと位置的分散を図る。

【補足説明資料 2 - 4】

制御建屋情報把握設備の制御建屋データ表示装置、制御建屋データ収集装置、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することで、独立性、位置的分散を図る設計とする。

制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備により機能を維持する設計とする。

情報把握収集伝送設備のグローブボックス温度監視装置（設計基準対象の施設と兼用、伝送路として使用）、グローブボックス負圧・温度監視設備（設計基準対象の施設と兼用、伝送路として使用）及び燃料加工建屋データ収集装置は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備により機能を維持する設計とする。

制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置（再処理施設と共用）は、制御建屋可搬型発電機（再処理施設と共用）及び情報連絡用可搬型発電機（第32条 電源設備）から給電することで、所内電源設備（再処理施設と共用、第32条 電源設備）の給電で動作する制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置に対して多様性を有する設計とする。

制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置（再処理施設と共用）は、制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を再処理施設の中央制御室が設置される制御建屋から

100m 以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。

また、制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型発電機（再処理施設と共用）及び情報連絡用可搬型発電機（第 32 条 電源設備）は、故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から 100m 以上の隔離距離を確保した複数の外部エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。

情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第 1 保管庫・貯水所可搬型情報収集装置（再処理施設と共用）及び第 2 保管庫・貯水所可搬型情報収集装置（再処理施設と共用）は、情報把握計装設備可搬型発電機（再処理施設と共用）及び燃料加工建屋可搬型発電機（第 32 条 電源設備）から給電することで、所内電源設備（再処理施設と共用、第 32 条 電源設備）の給電で動作するグローブボックス温度監視装置（設計基準対象の施設と兼用、伝送路として使用）、グローブボックス負圧・温度監視設備（設計基準対象の施設と兼用、伝送路として使用）及び燃料加工建屋データ収集装置に対して多様性を有する設計とする。

情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置及び燃料加工建屋可搬型発電機（第 32 条 電源設備）は、燃料加工建屋データ収集装置と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から 100m 以

上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。

また、情報把握収集伝送設備の第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は、故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の隔離距離を確保した複数の外部エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。

2. 3 悪影響防止

基本方針については、「第27条 重大事故等対処設備」の「2.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

代替通信連絡設備のうち通話装置のケーブルは、重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から可搬型通話装置の接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

代替通信連絡設備のうち統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムは、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

【補足説明資料2-3】

制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置、制御

建屋データ表示装置，情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

情報把握収集伝送設備のグローブボックス温度監視装置（設計基準対象の施設と兼用，伝送路として使用）及びグローブボックス負圧・温度監視設備（設計基準対象の施設と兼用，伝送路として使用）は，安全機能を有する施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

また，情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置，燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統及び燃料加工建屋間伝送用無線装置は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

2. 4 個数及び容量等

基本方針については、「27条 重大事故等対処設備」の「2.2 個数及び容量」に示す。

代替通信連絡設備の通話装置のケーブルは，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な系統として2系統を有する設計とする。

所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用

回線電話及びファクシミリは，再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。

所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム，一般加入電話，一般携帯電話及び衛星携帯電話及びファクシミリは，再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所外通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。

所内通信連絡設備の環境中継サーバは，計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所に必要なデータ量を伝送できる設計とするとともに，必要な個数として1台を有する設計とする。

代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P - F A X は，計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な箇所に連絡することができる設計とするとともに，必要な個数として1台を有する設計とする。

再処理施設と共用する統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは，同一の端末を使用する設計とするため，再処理事業所外の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡をするために必要な回線として1回線以上を有する設計とする。

代替通信連絡設備のうち可搬型通話装置の保有数は、必要数として13台、予備として故障時のバックアップを13台の合計26台以上を確保する。

代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。

再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は、必要数として6台、予備として故障時のバックアップを6台の合計12台以上を確保する。

代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型トランシーバ（屋内用）の保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する。

代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する。

再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は、必要数として18台、予備として故障時のバックアップを18台の合計36台以上を確保する。

代替通信連絡設備のうち再処理事業所内の通信連絡に用いる可搬型トランシーバ（屋外用）の保有数は、必要数と

して44台，予備として故障時のバックアップを44台の合計88台以上を確保する。

再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所外への通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋内用）の保有数は，必要数として3台，予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する。

再処理施設と共用する代替通信連絡設備のうち再処理事業所外への通信連絡に用いる可搬型衛星電話（屋外用）の保有数は，必要数として1台，予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。

代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処の際，同一の端末を使用する設計とする。

【第35. 1表，35. 2表，補足説明資料2－6】

制御建屋情報把握設備の建屋間伝送用無線装置（再処理施設と共用）及び情報把握計装設備用屋内伝送系統（再処理施設と共用）は，収集したパラメータを伝送可能な容量を有する設計とするとともに，単一故障を考慮した予備を含めた数量として制御建屋に2系統以上を有する設計とする。

制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置は，収集した重要監視パラメータを電磁的に記録及び保存し，電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる設計とする。また，記録に必要な

容量は、記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。

制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置は、重大事故等時におけるパラメータを記録するために必要な保存容量を有する設計とする。

情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋間伝送用無線装置及び燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統は、収集したパラメータを伝送可能な容量を有する設計とするとともに、単一故障を考慮した予備を含めた数量として燃料加工建屋に2系統以上を有する設計とする。

情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置は、重大事故等時におけるパラメータを記録するために必要な保存容量を有する設計とする。

制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置（再処理施設と共用）は、必要なデータ量の収集及び記録容量を有する設計とし、保有数は、必要数として重大事故等の対処に必要な個数を有する設計とするとともに、故障時のバックアップを必要数以上確保する設計とする。

制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置（再処理施設と共用）は、収集した重要監視パラメータを電磁的に記録及び保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる設計とする。また、記録に必要な容量は、記録が必要な期間に亘つ

て保存できる容量を有する設計とする。

再処理施設と共用する制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，対処に必要なデータの収集，記録容量及び個数を確保することで，共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。

情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置，第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置（再処理施設と共用），第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置（再処理施設と共用）は，必要なデータ量の伝送容量を有する設計とし，保有数は，必要数として重大事故等の対処に必要な個数を有する設計とするとともに，故障時のバックアップを必要数以上確保する設計とする。

再処理施設と共用する情報把握収集伝送設備の第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置（再処理施設と共用）及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置（再処理施設と共用）は，MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，対処に必要なデータの伝送容量及び個数を確保することで，共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。

2. 5 環境条件等

基本方針については、「27条 重大事故等対処設備」の「2.

3 環境条件等」に示す。

地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備の通話装置のケーブル，統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは，

「第27条 重大事故等対処設備」の「(3.1) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。

所内通信連絡設備のページング装置，専用回線電話，ファクシミリ，環境中継サーバ，代替通信連絡設備の通話装置のケーブル，統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，制御建屋及び緊急時対策建屋に設置し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。

内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ，環境中継サーバ，所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは自然現象，人為事象，溢水，火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保，修理の対応により機能を維持する設計とする。

代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子

力防災ネットワークTV会議システムは、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。

代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋，制御建屋，緊急時対策建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアに保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。

地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替通信連絡設備のうち可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，「第27条 重大事故等対処設備」の「3. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。

代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護をする設計とする。

代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，内

部発生飛散物の影響を考慮し，燃料加工建屋，制御建屋，緊急時対策建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，機能を損なわない設計とする。

代替通信連絡設備のうち可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，火山の影響（降下火災物による積載荷重）に対して除灰する手順を整備する。代替通信連絡設備の可搬型通話装置は，想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定することで，当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。

制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置，制御建屋データ表示装置及び情報把握計装設備用屋内伝送系統（再処理施設と共用）は，外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に設置し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。

制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置は，地震等により機能が損なわれる場合，代替設備による機能の確保，修理の対応等により機能を維持する設計とする。

制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置，制御建屋データ表示装置及び情報把握計装設備用屋内伝送系統（再処理施設と共用）は，制御建屋内に設置し，溢水量を

考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。

制御建屋情報把握設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統（再処理施設と共用）及び建屋間伝送用無線装置（再処理施設と共用）は、「第 27 条 重大事故等対処設備 3. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。

制御建屋情報把握設備の建屋間伝送無線装置（再処理施設と共用）は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。

情報把握収集伝送設備のグローブボックス温度監視装置（設計基準対象の施設と兼用、伝送路として使用）、グローブボックス負圧・温度監視設備（設計基準対象の施設と兼用、伝送路として使用）、燃料加工建屋データ収集装置及び燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。

情報把握収集伝送設備のグローブボックス温度監視装置（設計基準対象の施設と兼用、伝送路として使用）、グローブボックス負圧・温度監視設備（設計基準対象の施設と兼用、伝送路として使用）及び燃料加工建屋データ収集装置は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による

機能の確保，修理の対応等により機能を維持する設計とする。

情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統は燃料加工建屋内に設置し，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。

情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統及び燃料加工建屋間伝送用無線装置は，「第27条 重大事故等対処設備 3. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。

情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋間伝送無線装置は，風（台風），竜巻，積雪及び火山の影響に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重，積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。

制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報収集装置（再処理施設と共用）並びに制御建屋可搬型発電機（再処理施設と共用）及び情報連絡用可搬型発電機（第32条 電源設備）は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。

制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型発電機（再処理施設と共用）及び情報連絡用可搬型発電機（第32条 電源

設備)は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰及び屋内へ配備する手順を整備する。

制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報表示装置(燃料加工建屋)、制御建屋可搬型情報収集装置(再処理施設と共用)並びに制御建屋可搬型発電機(再処理施設と共用)及び情報連絡用可搬型発電機(第32条 電源設備)は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。

情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置(再処理施設と共用)、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置(再処理施設と共用)並びに情報把握計装設備可搬型発電機(再処理施設と共用)及び燃料加工建屋可搬型発電機(第32条 電源設備)は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。

情報把握収集伝送設備の情報把握計装設備可搬型発電機(再処理施設と共用)及び燃料加工建屋可搬型発電機(第32条 電源設備)は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰及び屋内へ配備する。

情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置，第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置（再処理施設と共用），第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置（再処理施設と共用）並びに情報把握計装設備可搬型発電機（再処理施設と共用）及び燃料加工建屋可搬型発電機（第32条 電源設備）は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。

2. 6 操作性の確保

基本方針については、「27条 重大事故等対処設備」の「2. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。

代替通信連絡設備の通話装置のケーブルと可搬型通話装置との接続は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易，かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。

代替通信連絡設備の可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）における機器同士の接続は，コネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易，かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。

制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋），制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報収集装置（再処理施設と共用）と情報把握計装設備用屋内伝送系統（再処理施設と共

用)との接続は、コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。

情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋可搬型情報収集装置と燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統との接続は、コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。

【第35. 8表，第35. 9表，補足説明資料2－5，2－7】

2. 7 試験・検査

基本方針については、「27条 重大事故等対処設備」の「2.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ，環境中継サーバ，所外通信連絡設備の一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ，代替通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，M O X 燃料加工施設の運転中又は停止中に機能，性能及び外観の確認が可能な設計とする。

代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，M O X 燃料加工施設の運転中又は停止中に独立して機能，性能及び外観の確認が可能な設計とする。

また，代替通信連絡設備の可搬型通話装置，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，保管数量及び保管状態を定期的に確認する。

乾電池を用いるものについては，定期的に乾電池を交換する。充電電池を用いるものについては，定期的に充電を行う。

制御建屋情報把握設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統（再処理施設と共用）、建屋間伝送用無線装置（再処理施設と共用）、制御建屋データ収集装置、制御建屋データ表示装置、制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）、制御建屋可搬型情報収集装置（再処理施設と共用）、制御建屋可搬型発電機（再処理施設と共用）及び情報連絡用可搬型発電機（第32条 電源設備）は、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、MOX燃料加工施設の運転中又は停止中に独立して動作確認及び外観点検が可能な設計とする。

情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統、燃料加工建屋間伝送用無線装置、燃料加工建屋データ収集装置、燃料加工建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置（再処理施設と共用）、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置（再処理施設と共用）、情報把握計装設備可搬型発電機（再処理施設と共用）及び燃料加工建屋可搬型発電機（第32条 電源設備）は、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、MOX燃料加工施設の運転中又は停止中に独立して動作確認及び外観点検が可能な設計とする。

3. 主要設備及び仕様

通信連絡を行うために必要な設備の仕様を第35.2表に示す。

4. 系統構成及び主要設備

(1) 再処理事業所内の通信連絡を行うために必要な設備

重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、通話装置のケーブルを設置する。

重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）を配備する。

重大事故等が発生した場合において、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有するための設備として、「第33条 監視測定設備」の代替モニタリング設備の一部である可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び代替気象観測設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置を配備する。

重大事故等が発生した場合において、代替通信連絡設備へ給電するための設備として、「第32条 電源設備」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機並びに「第34条 緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋用発電機を配備する。

重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備へ給電するための設備として、「第32条 電源設備」の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置

付ける。

設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話，専用回線電話，ファクシミリ及び環境中継サーバを常設重大事故等対処設備として位置付ける。

通話装置のケーブルは，燃料加工建屋内において，必要な連絡を行う際に使用するものであり，屋内にあらかじめ敷設してあるケーブル及び接続口で構成される系統である。

通話装置のケーブルは，常設重大事故等対処設備として燃料加工建屋内に2系統設け，可搬型通話装置を接続して使用可能な設備である。

可搬型通話装置は，燃料加工建屋内で必要な連絡を行う際に使用するものであり，可搬型通話装置の端末を通話装置のケーブルに接続することで，通話装置のケーブルを通じて可搬型通話装置の端末間で通信連絡を行うことができる設備である。

可搬型通話装置は，可搬型重大事故等対処設備として燃料加工建屋及び外部保管エリアに保管する。

可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，中央監視室，再処理施設の中央制御室，緊急時対策所及び屋外間で連絡を行う際に使用するものであり，衛星回線又は無線回線を用いて通信連絡を行う設備である。

可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，可搬型重大事故等対処設備として燃料加工建屋，制御建屋，緊急時対策建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外部保管エリアに保管する。

可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は，ハンドセットを中央監視室，再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に配備し，屋外に配備したアンテナと接続することにより，屋内で使用できる設備である。

可搬型通話装置は，乾電池で動作可能な設備である。

可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は，充電池で動作可能な設備である。さらに，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は，「第32条 電源設備」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機，情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機並びに「第34条 緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋用発電機から受電し，動作可能な設備である。

乾電池を用いる設備は，7日間以上継続して通話が可能な設備である。また，充電池を用いる設備は，「第32条 電源設備」の一部である燃料加工建屋可搬型発電機，情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機にて充電又は受電することで7日間以上継続して通話が可能な設備である。

再処理事業所内の通信連絡を行うために必要な設備は，

重大事故等対処設備として以下の所内通信連絡設備，代替通信連絡設備，制御建屋情報把握設備，情報把握収集伝送設備で構成する。

a. 所内通信連絡設備

(a) 常設重大事故等対処設備

ページング装置（設計基準対象の施設と兼用）

所内携帯電話（設計基準対象の施設と兼用）

専用回線電話（設計基準対象の施設と兼用）

ファクシミリ（設計基準対象の施設と兼用）

環境中継サーバ（設計基準対象の施設と兼用）

b. 代替通信連絡設備

(a) 常設重大事故等対処設備

通話装置のケーブル

(b) 可搬型重大事故等対処設備

可搬型通話装置

可搬型衛星電話（屋内用）

可搬型トランシーバ（屋内用）

可搬型衛星電話（屋外用）

可搬型トランシーバ（屋外用）

c. 制御建屋情報把握設備

(a) 常設重大事故等対処設備

情報把握計装設備用屋内伝送系統

（再処理施設と共用）

建屋間伝送用無線装置（再処理施設と共用）

制御建屋データ収集装置

制御建屋データ表示装置

所内電源設備

(再処理施設と共用, 第 32 条 電源設備)

(b) 可搬型重大事故等対処設備

制御建屋可搬型情報収集装置 (燃料加工建屋)

制御建屋可搬型情報表示装置 (燃料加工建屋)

制御建屋可搬型情報収集装置 (再処理施設と共用)

制御建屋可搬型発電機

(再処理施設と共用, 第 32 条 電源設備)

情報連絡用可搬型発電機 (第 32 条 電源設備)

d. 情報把握収集伝送設備

(a) 常設重大事故等対処設備

燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統

燃料加工建屋間伝送用無線装置

グローブボックス温度監視装置

(設計基準対象の施設と兼用, 伝送路として使用)

グローブボックス負圧・温度監視設備

(設計基準対象の施設と兼用, 伝送路として使用)

燃料加工建屋データ収集装置

所内電源設備

(再処理施設と共用, 第 32 条 電源設備)

(b) 可搬型重大事故等対処設備

燃料加工建屋可搬型情報収集装置

第 1 保管庫・貯水所可搬型情報収集装置

(再処理施設と共用)

第2 保管庫・貯水所可搬型情報収集装置

(再処理施設と共用)

情報把握計装設備可搬型発電機 (再処理施設と共用)

燃料加工建屋可搬型発電機 (第32条 電源設備)

重大事故等が発生した場合に、計測等を行ったパラメータを再処理事業所内の必要な場所で共有する通信設備として、「(1) a. 所内通信連絡設備」, 「(1) b. 代替通信連絡設備」, 「(1) c. 制御建屋情報把握設備」及び「(1) d. 情報把握収集伝送設備」を使用する。

具体的には、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備並びに「第33条 監視測定設備」の代替モニタリング設備の一部である可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び代替気象観測設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置が配備されるまでは、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）を使用する。

制御建屋情報把握設備、情報把握収集伝送設備、「第33条 監視測定設備」の代替モニタリング設備の一部である可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び代替気象観測設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置並びに「第34条 緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋情報把握設備が配備された後は、計測等を行った重大事故

等の対処に必要なパラメータを制御建屋情報把握設備，情報把握収集伝送設備，「第33条 監視測定設備」の代替モニタリング設備の一部である可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び代替気象観測設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置並びに「第34条 緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋情報把握設備にて共有する。

【第35. 1表，35. 2表，補足説明資料2-2，
2-4，2-5，2-6，2-8】

(2) 再処理事業所外への通信連絡を行うために必要な設備

重大事故等が発生した場合において，再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として，統合原子力防災ネットワークIP電話，統合原子力防災ネットワークIP-FAX及び統合原子力防災ネットワークTV会議システムを設置する。

重大事故等が発生した場合において，再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）を配備する。

重大事故等が発生した場合において，代替通信連絡設備へ給電するための設備として，「第34条 緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋用発電機を常設重大事故等対処設備として設置する。

重大事故等が発生した場合において，通信連絡設備へ給

電するための設備として、「第32条 電源設備」の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。

設計基準対象の施設と兼用する所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付ける。

統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは，専用回線を介して再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり，常設重大事故等対処設備として緊急時対策建屋に設置する。

可搬型衛星電話（屋内用）は，再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり，衛星回線を用いて通信連絡を行う設備である。

可搬型衛星電話（屋内用）は，可搬型重大事故等対処設備として，緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する。

可搬型衛星電話（屋外用）は，再処理事業所外へ通信連絡を行うために使用するものであり，衛星回線を用いて通信連絡を行う設備である。

可搬型衛星電話（屋外用）は，可搬型重大事故等対処設備として，制御建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及び外

部保管エリアに保管する。

可搬型衛星電話（屋内用）は、ハンドセットを緊急時対策建屋内に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用可能な設備である。

統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 及び統合原子力防災ネットワーク T V 会議システムは、「第34条 緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋用発電機から受電することにより動作可能な設備である。

可搬型衛星電話（屋内用）は、「第34条 緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋用発電機から受電することにより動作可能な設備である。

可搬型衛星電話（屋外用）は、代替電源として充電機で動作可能な設備である。

再処理事業所外への通信連絡を行うために必要な設備は、重大事故等対処設備として以下の所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備で構成する。

再処理事業所外への通信設備のうち、統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム，可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）は、再処理施設と共用する。

a . 所外通信連絡設備

(a) 常設重大事故等対処設備

統合原子力防災ネットワーク I P 電話（設計基準対象の

施設と兼用)

統合原子力防災ネットワーク I P - F A X (設計基準対象の施設と兼用)

統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム (設計基準対象の施設と兼用)

一般加入電話 (設計基準対象の施設と兼用)

一般携帯電話 (設計基準対象の施設と兼用)

衛星携帯電話 (設計基準対象の施設と兼用)

ファクシミリ (設計基準対象の施設と兼用)

b. 代替通信連絡設備

(a) 常設重大事故等対処設備

統合原子力防災ネットワーク I P 電話

(設計基準対象の施設と兼用) (再処理施設と共用)

統合原子力防災ネットワーク I P - F A X

(設計基準対象の施設と兼用) (再処理施設と共用)

統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム

(設計基準対象の施設と兼用) (再処理施設と共用)

(b) 可搬型重大事故等対処設備

可搬型衛星電話 (屋内用) (再処理施設と共用)

可搬型衛星電話 (屋外用) (再処理施設と共用)

重大事故等が発生した場合に、計測等を行ったパラメータを再処理事業所外の必要な場所で共有する通信設備として、「(1) c. 制御建屋情報把握設備」，「(1) d. 情報把握収集伝送設備」，「(2) a. 所外通信連絡設

備」及び「(2) b. 代替通信連絡設備」を使用する。

具体的には、制御建屋情報把握設備、情報把握収集伝送設備、「第33条 監視測定設備」の代替モニタリング設備の一部である可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び代替気象観測設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置並びに「第34条 緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋情報把握設が配備されるまでは、可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型衛星電話（屋外用）を使用する。

制御建屋情報把握設備、情報把握収集伝送設備、「第33条 監視測定設備」の代替モニタリング設備の一部である可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び代替気象観測設備の一部である可搬型気象観測用データ伝送装置並びに「第34条 緊急時対策所」の一部である緊急時対策建屋情報把握設備が配備された後は、計測等を行った重大事故等の対処に必要なパラメータを統合原子力防災ネットワーク I P - F A X にて送信し、共有する。

【第35. 1表, 35. 2表, 補足説明資料2-2,
2-4, 2-5, 2-6, 2-8】

35. 1 表 通信連絡設備、代替通信連絡設備、制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備の一覧（1 / 4）

設備名称	主要設備	設置又は保管場所	通話場所	駆動電源	通信回線	個数(2)
所内通信連絡設備	ページング装置(1)	燃料加工建屋 制御建屋 緊急時対策建屋	再処理事業所内	非常用所内電源設備 無停電交流電源 蓄電池	有線	3
	所内携帯電話(1)	低レベル廃棄物処理建屋	再処理事業所内	蓄電池	無線	1
	専用回線電話	燃料加工建屋 緊急時対策建屋	再処理事業所内	充電電池	有線	2
	ファクシミリ	燃料加工建屋	再処理事業所内	無停電交流電源	有線	1
	環境中継サーバ(1)	緊急時対策建屋	再処理事業所内	無停電交流電源	有線, 衛星	1
所外通信連絡設備	統合原子力防災ネットワーク I P 電話(1)	緊急時対策建屋	再処理事業所外	無停電交流電源	有線, 衛星 (通信事業者回線)	1
	統合原子力防災ネットワーク I P - F A X (1)	緊急時対策建屋	再処理事業所外	無停電交流電源	有線, 衛星 (通信事業者回線)	1
	統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム(1)	緊急時対策建屋	再処理事業所外	無停電交流電源	有線, 衛星 (通信事業者回線)	1
	一般加入電話(1)	緊急時対策建屋	再処理事業所外	通信事業者回線から給電	有線 (通信事業者回線)	5
	一般携帯電話(1)	緊急時対策建屋	再処理事業所外	充電電池	無線 (通信事業者回線)	2
	衛星携帯電話(1)	緊急時対策建屋	再処理事業所外	無停電交流電源	衛星 (通信事業者回線)	20
	ファクシミリ(1)	緊急時対策建屋	再処理事業所外	無停電交流電源	有線 (通信事業者回線)	1

注記 (1) の設備は再処理施設と共用する。

(2) の個数は、故障時バックアップを含む。

35.1表 通信連絡設備，代替通信連絡設備，制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備の一覧（2／4）

設備名称	主要設備	設置又は保管場所	通話場所	駆動電源	通信回線	個数 (2)
代替通信連絡設備	通話装置のケーブル	燃料加工建屋	再処理事業所内	—	有線	2系統
	統合原子力防災ネットワーク I P 電話(1)	緊急時対策建屋	再処理事業所外	緊急時対策建屋用発電機	有線、衛星 (通信事業者回線)	1
	統合原子力防災ネットワーク I P - F A X (1)	緊急時対策建屋	再処理事業所外	緊急時対策建屋用発電機	有線、衛星 (通信事業者回線)	1
	統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム(1)	緊急時対策建屋	再処理事業所外	緊急時対策建屋用発電機	有線、衛星 (通信事業者回線)	1
	可搬型通話装置	燃料加工建屋 外部保管エリア	再処理事業所内	乾電池	有線	26
	可搬型衛星電話（屋内用）(1)	燃料加工建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 外部保管エリア	再処理事業所内	充電池 燃料加工建屋可搬型発電機 情報連絡用可搬型発電機制御建屋可搬型発電機 緊急時対策建屋用発電機	衛星 (通信事業者回線)	16
	可搬型トランシーバ（屋内用）	燃料加工建屋 外部保管エリア	再処理事業所内	充電池 燃料加工建屋可搬型発電機 情報連絡用可搬型発電機 緊急時対策建屋用発電機	無線	16
	可搬型衛星電話（屋外用）(1)	燃料加工建屋 制御建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 緊急時対策建屋 外部保管エリア	再処理事業所内	充電池	衛星 (通信事業者回線)	54
	可搬型トランシーバ（屋外用）	燃料加工建屋 外部保管エリア	再処理事業所内	充電池	無線	88
	可搬型衛星電話（屋内用）(1)	緊急時対策建屋 外部保管エリア	再処理事業所外	緊急時対策建屋用発電機	衛星 (通信事業者回線)	6
	可搬型衛星電話（屋外用）(1)	制御建屋 外部保管エリア	再処理事業所外	充電池	衛星 (通信事業者回線)	2

注記 (1) の設備は再処理施設と共用する。

(2) の個数は、故障時バックアップを含む。

35.1表 通信連絡設備，代替通信連絡設備，制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備の一覧（3／4）

設備名称	主要設備	設置又は保管場所	通話場所	駆動電源	通信回線	個数 (2)
制御建屋情報把握設備	情報把握計装設備用屋内伝送系統	制御建屋	再処理事業所内	二	有線回線	2系統
	建屋間伝送用無線装置	屋外	再処理事業所内	二	無線回線	2系統
	制御建屋データ収集装置	制御建屋内	再処理事業所内	所内電源設備	有線回線	1
	制御建屋データ表示装置	制御建屋内	再処理事業所内	所内電源設備	有線回線	1
	制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）	制御建屋内	再処理事業所内	情報連絡用可搬型発電機	有線回線	2
	制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）	制御建屋内	再処理事業所内	情報連絡用可搬型発電機	有線回線	2
	制御建屋可搬型情報収集装置	制御建屋内	再処理事業所内	制御建屋可搬型発電機	有線回線	2
情報把握収集設備	燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統	制御建屋内	再処理事業所内	二	有線回線	2系統
	燃料加工建屋間伝送用無線装置	屋外	再処理事業所内	二	無線回線	2系統
	燃料加工建屋データ収集装置	燃料加工建屋内	再処理事業所内	所内電源設備	有線回線	1
	燃料加工建屋可搬型情報収集装置	燃料加工建屋内	再処理事業所内	燃料加工建屋可搬型発電機	有線回線	2
	第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	第1保管庫・貯水所	再処理事業所内	情報把握計装設備可搬型発電機	衛星回線	2
	第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	第2保管庫・貯水所	再処理事業所内	情報把握計装設備可搬型発電機	衛星回線	2

注記 (1) の設備は再処理施設と共用する。

(2) の個数は，故障時バックアップを含む。

35.1表 通信連絡設備，代替通信連絡設備，制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備の一覧（4／4）

設備名称	主要設備	設置又は保管場所	通話場所	駆動電源	通信回線	個数 (2)
情報把握収集設備	<u>グローブボックス温度監視装置（伝送路）</u>	<u>燃料加工建屋内</u>	<u>再処理事業所内</u>	<u>所内電源設備</u>	<u>有線回線</u>	<u>1式</u>
	<u>グローブボックス負圧・温度監視設備（伝送路）</u>	<u>燃料加工建屋内</u>	<u>再処理事業所内</u>	<u>所内電源設備</u>	<u>有線回線</u>	<u>1式</u>
	<u>情報把握計装設備可搬型発電機</u>	<u>第1保管庫・貯水所</u> <u>第2保管庫・貯水所</u>	＝	＝	＝	<u>5</u>

注記 (1) の設備は再処理施設と共用する。

(2) の個数は，故障時バックアップを含む。

第 35. 2 表 (1) 通信連絡設備及び代替通信連絡設備の
主要設備の仕様

(1) 通信連絡設備

a . 所内通信連絡設備

[常設重大事故等対処設備]

(a) ページング装置 (設計基準対象の施設と兼用)

通信回線 有線

(b) 所内携帯電話 (設計基準対象の施設と兼用)

通信回線 無線

(c) 専用回線電話 (設計基準対象の施設と兼用)

通信回線 有線

(d) ファクシミリ (設計基準対象の施設と兼用)

通信回線 有線

(e) 環境中継サーバ (設計基準対象の施設と兼用)

通信回線 有線, 無線

b . 所外通信連絡設備

[常設重大事故等対処設備]

(a) 統合原子力防災ネットワーク I P 電話 (設計基準

対象の施設と兼用)

通信回線 有線, 衛星(通信事業者回線)

(b) 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X (設計
基準対象の施設と兼用)

通信回線 有線, 衛星(通信事業者回線)

(c) 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム
(設計基準対象の施設と兼用)

通信回線 有線, 衛星(通信事業者回線)

(d) 一般加入電話 (設計基準対象の施設と兼用)

通信回線 有線 (通信事業者回線)

(e) 一般携帯電話 (設計基準対象の施設と兼用)

通信回線 無線 (通信事業者回線)

(f) 衛星携帯電話 (設計基準対象の施設と兼用)

通信回線 衛星 (通信事業者回線)

(g) ファクシミリ (設計基準対象の施設と兼用)

通信回線 有線 (通信事業者回線)

(2) 代替通信連絡設備

[常設重大事故等対処設備]

a. 通話装置のケーブル

通信回線	有線
系 統	2

b. 統合原子力防災ネットワーク I P 電話（設計基準対象の施設と兼用）（再処理施設と共用）

通信回線	有線，衛星 (通信事業者回線)
------	--------------------

c. 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X（設計基準対象の施設と兼用）（再処理施設と共用）

通信回線	有線，衛星(通信事業者回線)
------	----------------

d. 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム（設計基準対象の施設と兼用）（再処理施設と共用）

通信回線	有線，衛星(通信事業者回線)
------	----------------

[可搬型重大事故等対処設備]

a. 可搬型通話装置

通信回線	有線
台 数	26 台（予備として故障時のバックアップを 13 台）

b. 可搬型衛星電話（屋内用）※¹（再処理施設と共用）

通信回線 衛星（通信事業者回線）

台 数 22台（予備として故障時の
バックアップを11台）

※1 可搬型衛星電話（屋内用）のうち、18台を再処理施設と共用する。

c. 可搬型トランシーバ（屋内用）

通信回線 無線

台 数 16台（予備として故障時の
バックアップを8台）

d. 可搬型衛星電話（屋外用）※²（再処理施設と共用）

通信回線 衛星（通信事業者回線）

台 数 56台（予備として故障時のバ
ックアップを28台）

※2 可搬型衛星電話（屋外用）のうち、38台を再処理施設と共用する。

e. 可搬型トランシーバ（屋外用）

通信回線 無線

台 数 88台（予備として故障時の
バックアップを44台）

（3）制御建屋情報把握設備

[常設重大事故等対処設備]

a. 情報把握計装設備用屋内伝送系統（再処理施設と共用）

系 統 2系統（うち予備1系統）

b. 建屋間伝送用無線装置（再処理施設と共用）

系 統 2系統（うち予備1系統）

c. 制御建屋データ収集装置

台 数 1台

d. 制御建屋データ表示装置

台 数 1台

[可搬型重大事故等対処設備]

a. 制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）

台 数 2台（予備として故障時のバックアップを1台）

b. 制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）

台 数 2台（予備として故障時のバックアップを1台）

c. 制御建屋可搬型情報収集装置（再処理施設と共用）

台 数 2台（予備として故障時のバックアップを1台）

(4) 情報把握収集伝送設備

[常設重大事故等対処設備]

a. 燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統

系 統 2系統（うち予備1系統）

b. 燃料加工建屋間伝送用無線装置

系 統 2 系統 (うち予備 1 系統)

c. 燃料加工建屋データ収集装置

台 数 1 台

d. グローブボックス温度監視装置

(設計基準対象の施設と兼用, 伝送路として使用)

数 量 1 式

e. グローブボックス負圧・温度監視設備

(設計基準対象の施設と兼用, 伝送路として使用)

数 量 1 式

[可搬型重大事故等対処設備]

a. 燃料加工建屋可搬型情報収集装置

台 数 2 台 (予備として故障時のバックアップを 1 台)

b. 第 1 保管庫・貯水所可搬型情報収集装置

(再処理施設と共用)

台 数 2 台 (予備として故障時のバックアップを 1 台)

c. 第 2 保管庫・貯水所可搬型情報収集装置

(再処理施設と共用)

台 数 2 台 (予備として故障時のバックアップを 1 台)

d. 情報把握計装設備可搬型発電機（再処理施設と共用）

台 数

5 台（予備として故障時及び待
機除外時のバックアップを 3 台）

第35. 2表(2) 通信連絡設備及び代替通信連絡設備に
連する所内電源設備の概略仕様

(1) 代替通信連絡設備に関連する代替電源設備

詳細は「第32条 電源設備」に記載する。

[可搬型重大事故等対処設備]

a. 燃料加工建屋可搬型発電機

使用数量 1台

容量 約50kVA

b. 可搬型分電盤

面数 1式

c. 可搬型電源ケーブル

数量 1式

d. 情報連絡用可搬型発電機

使用数量 2台

容量 約3kVA/台

e. 制御建屋可搬型発電機

使用数量 1台

容量 約80kVA/台

(2) 通信連絡設備に関連する受電開閉設備

詳細は「第32条 電源設備」に記載する。

[常設重大事故等対処設備]

a. 受電開閉設備

b. 受電変圧器

(3) 通信連絡設備に関連する所内高圧母線

詳細は「第32条 電源設備」に記載する。

[常設重大事故等対処設備]

a. 6.9 k V 運転予備用主母線

b. 6.9 k V 非常用母線

c. 6.9 k V 運転予備用母線

d. 6.9 k V 常用主母線

(4) 通信連絡設備に関連する所内低圧母線

詳細は「第32条 電源設備」に記載する。

[常設重大事故等対処設備]

a. 460 V 非常用母線

b. 460 V 運転予備用母線

(5) 情報把握設備に関連する代替電源設備

詳細は「第 32 条 電源設備」に記載する。

[可搬型重大事故等対処設備]

a. 燃料加工建屋可搬型発電機

使用数量 1 台

容 量 約 50 k V A / 台

b. 制御建屋可搬型発電機（再処理施設と共用）

使用数量 1 台

容 量 約 80 k V A / 台

c. 情報連絡用可搬型発電機

使用数量 2 台

容 量 約 3 k V A / 台

d. 可搬型分電盤

使用数量 1 式

e. 可搬型電源ケーブル

使用数量 1 式

(6) 情報把握設備に関連する受電開閉設備

詳細は「第 32 条 電源設備」に記載する。

[常設重大事故等対処設備]

a. 受電開閉設備

b. 受電変圧器

(7) 情報把握設備に関連する所内高圧系統

詳細は「第 32 条 電源設備」に記載する。

[常設重大事故等対処設備]

a. 6. 9 k V 運転予備用主母線

b. 6. 9 k V 運転予備用母線

c. 6. 9 k V 常用主母線

d. 6. 9 k V 非常用母線

(8) 情報把握設備に関連する所内低圧系統

詳細は「第 32 条 電源設備」に記載する。

[常設重大事故等対処設備]

a . 460 V 運転予備用母線

b . 460 V 非常用母線

第 35. 2 表 (3) 情報把握設備に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様

(1) 情報把握設備に関連する補機駆動用燃料補給設備

詳細は「第 32 条 電源設備」に記載する。

[常設重大事故等対処設備]

a . 第 1 軽油貯槽 (再処理施設と共用)

使用数量 4 基

容 量 約 100m³ / 基

b . 第 2 軽油貯槽 (再処理施設と共用)

使用数量 4 基

容 量 約 100m³ / 基

[可搬型重大事故等対処設備]

a . 軽油用タンクローリ (再処理施設と共用)

使用数量 4 台

容 量 約 4 k L / 台

第35. 2表(4) 代替通信連絡設備に関連する放射線管理
施設の概略仕様

(1) 代替通信連絡設備に関連する代替モニタリング設備
詳細は「第33条 監視測定設備」に記載する。

[可搬型重大事故等対処設備]

a. 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置

使用数量 1台

(2) 代替通信連絡設備に関連する代替気象観測設備
詳細は「第33条 監視測定設備」に記載する。

[可搬型重大事故等対処設備]

a. 可搬型気象観測用データ伝送装置

使用数量 1台

第35. 2表(5) 通信連絡設備に関連する緊急時対策建屋
電源設備の概略仕様

- (1) 通信連絡設備に関連する緊急時対策建屋電源設備
詳細は「第34条 緊急時対策所」に記載する。

[常設重大事故等対処設備]

- a. 緊急時対策建屋用発電機

使用数量	1台
容量	約1,700kVA/台

第35. 2表(6) 通信連絡設備に関連する緊急時対策建屋情報把握設備の概略仕様

(1) 緊急時対策建屋情報把握設備

a. 常設重大事故等対処設備

(a) 情報収集装置 (再処理施設と共用)

台 数 1台

(b) 情報表示装置 (再処理施設と共用)

台 数 1台

(c) データ収集装置 (再処理施設と共用)

台 数 1台

(d) データ表示装置 (再処理施設と共用)

台 数 1台

(e) データ収集装置 (燃料加工建屋)

台 数 1台

(f) データ表示装置 (燃料加工建屋)

台 数 1台

第35. 3表 多様性及び位置的分散（通話装置のケーブル，可搬型通話装置）

項目※ ¹	設計基準の範囲で使用する設備		重大事故等対処設備
	所内通信連絡設備		通話装置のケーブル 可搬型通話装置
	ページング装置	所内携帯電話	
主要設備※ ²	制御装置※ ³	交換機※ ⁴	通話装置のケーブル 可搬型通話装置
	燃料加工建屋地上1階	低レベル廃棄物処理建屋地上3階	燃料加工建屋各階（可搬型通話装置） 燃料加工建屋地上1階（可搬型通話装置）
駆動電源※ ⁵	非常用母線 無停電交流電源 蓄電池	蓄電池	乾電池 （可搬型通話装置のみ）
	燃料加工建屋	低レベル廃棄物処理建屋	上記と同じ （可搬型通話装置に内蔵）

※1：設計基準の範囲で使用する設備及び重大事故等対処設備のうち通話装置のケーブルは常設設備，重大事故等対処設備のうち可搬型通話装置は可搬型設備を示す。

※2：主要設備は，設計基準の範囲で使用する設備及び重大事故等対処設備のうち通話装置のケーブルは設置場所，重大事故等対処設備のうち可搬型通話装置は保管場所を示す。

※3：ページング装置の制御装置は，上記建屋の他，緊急時対策建屋等に設置。

※4：所内携帯電話の交換機は，上記建屋の他，緊急時対策建屋等に設置。

※5：駆動電源は，設計基準の範囲で使用する設備及び重大事故等対処設備のうち通話装置のケーブルは設置場所，重大事故等対処設備のうち可搬型通話装置は保管場所を示す。

第35. 4表 多様性及び位置的分散（可搬型衛星電話（屋内用））

項目※ ¹	設計基準の範囲で使用する設備					重大事故等対処設備
	所内通信連絡設備				所外通信連絡設備	可搬型衛星電話 （屋内用）
	ページング装置	所内携帯電話	専用回線電話	ファクシミリ	一般加入電話，一般携帯電話， 衛星携帯電話，ファクシミリ	
主要設備※ ²	制御装置	交換機	専用回線電話	ファクシミリ	①一般加入電話 ②一般携帯電話 ③衛星携帯電話 ④ファクシミリ	可搬型衛星電話 （屋内用）
	燃料加工建屋地上 1階 緊急時対策建屋地上 1階	<u>低レベル廃棄物処理 建屋地上3階</u>	燃料加工建屋地上 1階 緊急時対策建屋地下 2階	燃料加工建屋地上 1階	①燃料加工建屋，緊急時対策建屋 ②燃料加工建屋，緊急時対策建屋 ③燃料加工建屋，緊急時対策建屋 ④緊急時対策建屋	燃料加工建屋地上1階 制御建屋地上3階 緊急時対策建屋地下1階 外部保管エリア
駆動電源※ ³	非常用母線 無停電交流電源 蓄電池	蓄電池	—	<u>無停電交流電源</u>	③無停電交流電源 ④無停電交流電源	充電池 <u>燃料加工建屋可搬型発電機</u> <u>情報連絡用可搬型発電機</u> <u>制御建屋可搬型発電機</u> <u>緊急時対策建屋用発電機</u>
	燃料加工建屋 緊急時対策建屋	<u>低レベル廃棄物処理 建屋</u>	—	燃料加工建屋	各現場建屋	屋外

※1：設計基準の範囲で使用する設備は常設設備，重大事故等対処設備は可搬型設備を示す。

※2：主要設備は，設計基準の範囲で使用する設備は設置場所，重大事故等対処設備は保管場所を示す。

※3：駆動電源は，設計基準の範囲で使用する設備は設置場所，重大事故等対処設備は保管場所を示す。

第35. 5表 多様性及び位置的分散（可搬型トランシーバ（屋内用））

項目※ ¹	設計基準の範囲で使用する設備				重大事故等対処設備
	所内通信連絡設備				可搬型トランシーバ （屋内用）
	ページング装置	所内携帯電話	専用回線電話	ファクシミリ	
主要設備※ ²	制御装置	交換機	専用回線電話	ファクシミリ	可搬型トランシーバ （屋内用）
	燃料加工建屋地上1階 緊急時対策建屋地上1階	<u>低レベル廃棄物処理建屋</u> 地上3階	燃料加工建屋地上1階 緊急時対策建屋地下2階	燃料加工建屋地上1階	燃料加工建屋地上1階 <u>緊急時対策建屋地下1階</u> <u>外部保管エリア</u>
駆動電源※ ³	非常用母線 無停電交流電源 蓄電池	蓄電池	—	<u>無停電交流電源</u>	充電池 燃料加工建屋可搬型発電機 <u>情報連絡用可搬型発電機</u> 緊急時対策建屋用発電機
	燃料加工建屋 緊急時対策建屋	<u>低レベル廃棄物処理建屋</u>	—	燃料加工建屋	屋外

※1：設計基準の範囲で使用する設備は常設設備，重大事故等対処設備は可搬型設備を示す。

※2：主要設備は，設計基準の範囲で使用する設備は設置場所，重大事故等対処設備は保管場所を示す。

※3：駆動電源は，設計基準の範囲で使用する設備は設置場所，重大事故等対処設備は保管場所を示す。

第35. 6表 多様性及び位置的分散（可搬型衛星電話（屋外用））

項目※1	設計基準の範囲で使用する設備			重大事故等対処設備
	所内通信連絡設備		所外通信連絡設備	可搬型衛星電話 （屋外用）
	ページング装置	所内携帯電話	一般加入電話，一般携帯電話， 衛星携帯電話	
主要設備※2	制御装置	交換機	①一般加入電話 ②一般携帯電話 ③衛星携帯電話	可搬型衛星電話 （屋外用）
	燃料加工建屋地上1階 緊急時対策建屋地上1階	<u>低レベル廃棄物処理建屋地上3階</u>	①燃料加工建屋，緊急時対策建屋 ②燃料加工建屋，緊急時対策建屋 ③燃料加工建屋，緊急時対策建屋	燃料加工建屋地上1階 制御建屋地上3階 <u>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上1階</u> <u>緊急時対策建屋地下1階</u> <u>外部保管エリア</u>
駆動電源※3	非常用母線 無停電交流電源 蓄電池	蓄電池	③無停電交流電源	充電池
	燃料加工建屋 緊急時対策建屋	<u>低レベル廃棄物処理建屋</u>	各現場建屋	上記と同じ （端末に内蔵）

※1：設計基準の範囲で使用する設備は常設設備，重大事故等対処設備は可搬型設備を示す。

※2：主要設備は，設計基準の範囲で使用する設備は設置場所，重大事故等対処設備は保管場所を示す。

※3：駆動電源は，設計基準の範囲で使用する設備は設置場所，重大事故等対処設備は保管場所を示す。

第35. 7表 多様性及び位置的分散（可搬型トランシーバ（屋外用））

項目※1	設計基準の範囲で使用する設備		重大事故等対処設備
	所内通信連絡設備		可搬型トランシーバ （屋外用）
	ページング装置	所内携帯電話	
主要設備※2	制御装置	交換機	可搬型トランシーバ （屋外用）
	燃料加工建屋地上1階 緊急時対策建屋地上1階	<u>低レベル廃棄物処理建屋地上3階</u>	燃料加工建屋地上1階 <u>外部保管エリア</u>
駆動電源※3	非常用母線 無停電交流電源 蓄電池	蓄電池	充電池
	燃料加工建屋 緊急時対策建屋	<u>低レベル廃棄物処理建屋</u>	上記と同じ （端末に内蔵）

※1：設計基準の範囲で使用する設備は常設設備，重大事故等対処設備は可搬型設備を示す。

※2：主要設備は，設計基準の範囲で使用する設備は設置場所，重大事故等対処設備は保管場所を示す。

※3：駆動電源は，設計基準の範囲で使用する設備は設置場所，可搬型重大事故等対処設備は保管場所を示す。

第35. 8表 操作対象機器設置場所 (1 / 3)

機器名称	設置・保管場所	操作場所
通話装置のケーブル	燃料加工建屋地下3階	燃料加工建屋地下3階
	燃料加工建屋地下2階	燃料加工建屋地下2階
	燃料加工建屋地下1階	燃料加工建屋地下1階
	燃料加工建屋地上1階	燃料加工建屋地上1階
	燃料加工建屋地上2階	燃料加工建屋地上2階
可搬型通話装置	燃料加工建屋地上1階 外部保管エリア	燃料加工建屋 地下3階～地上2階
可搬型衛星電話（屋内用）	燃料加工建屋地上1階 外部保管エリア	燃料加工建屋地上1階 屋外
	制御建屋地上3階 外部保管エリア	制御建屋地上1階 屋外
	緊急時対策建屋地下1階 外部保管エリア	緊急時対策建屋地下1階 屋外
可搬型トランシーバ（屋内用）	燃料加工建屋地上1階 外部保管エリア	燃料加工建屋地上1階 屋外
		制御建屋地上1階 屋外
		緊急時対策建屋地下1階 屋外
可搬型衛星電話（屋外用）	燃料加工建屋地上1階 外部保管エリア	屋外
	制御建屋地下1階 外部保管エリア	屋外
	緊急時対策建屋地下1階 外部保管エリア	屋外
可搬型トランシーバ（屋外用）	燃料加工建屋地上1階 外部保管エリア	屋外
統合原子力防災ネットワークIP電話	緊急時対策建屋地下1階	緊急時対策建屋地下1階
統合原子力防災ネットワークIP-FAX	緊急時対策建屋地下1階	緊急時対策建屋地下1階
統合原子力防災ネットワークTV会議システム	緊急時対策建屋地下1階	緊急時対策建屋地下1階

第35. 8表 操作対象機器設置場所 (2 / 3)

機器名称	設置・保管場所	操作場所
ページング装置	燃料加工建屋地上1階	燃料加工建屋地上1階
	緊急時対策立建屋地上1階	緊急時対策立建屋地上1階
所内携帯電話	低レベル廃棄物処理建屋地上3階	燃料加工建屋地上1階
	緊急時対策所地上1階	緊急時対策所地上1階
専用回線電話	燃料加工建屋地上1階	燃料加工建屋地上1階
	緊急時対策建屋地下1階	緊急時対策建屋地下1階
一般加入電話	燃料加工建屋地上1階	燃料加工建屋地上1階
	緊急時対策建屋地下1階	緊急時対策建屋地下1階
ファクシミリ	燃料加工建屋地上1階	燃料加工建屋地上1階
	緊急時対策建屋地下1階	緊急時対策建屋地下1階
環境中継サーバ	緊急時対策建屋地下1階	緊急時対策建屋地下1階
情報把握計装設備用 屋内伝送系統	制御建屋内	制御建屋内
建屋間伝送用無線装置	屋外	屋外
制御建屋データ収集装置	制御建屋内	制御建屋内
制御建屋データ表示装置	制御建屋内	制御建屋内
制御建屋可搬型情報 収集装置(燃料加工 建屋)	制御建屋内	制御建屋内
制御建屋可搬型情報 表示装置(燃料加工 建屋)	制御建屋内	制御建屋内
制御建屋可搬型情報 収集装置	制御建屋内	制御建屋内
燃料加工建屋情報把握計装設備用 屋内伝送系統	燃料加工建屋内	燃料加工建屋内

第35. 8表 操作対象機器設置場所 (3 / 3)

機器名称	設置・保管場所	操作場所
燃料加工建屋間伝送用無線装置	屋外	屋外
燃料加工建屋データ収集装置	燃料加工建屋内	燃料加工建屋内
燃料加工建屋可搬型情報収集装置	燃料加工建屋内	燃料加工建屋内
第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	第1保管庫・貯水所	第1保管庫・貯水所
第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置【可搬】	第2保管庫・貯水所	第2保管庫・貯水所
グローブボックス温度監視装置(伝送路)	燃料加工建屋内	燃料加工建屋内
グローブボックス負圧・温度監視設備(伝送路)	燃料加工建屋内	燃料加工建屋内
情報把握計装設備可搬型発電機	第1保管庫・貯水所	第1保管庫・貯水所
	第2保管庫・貯水所	第2保管庫・貯水所

第35. 9表 操作対象機器 (1 / 3)

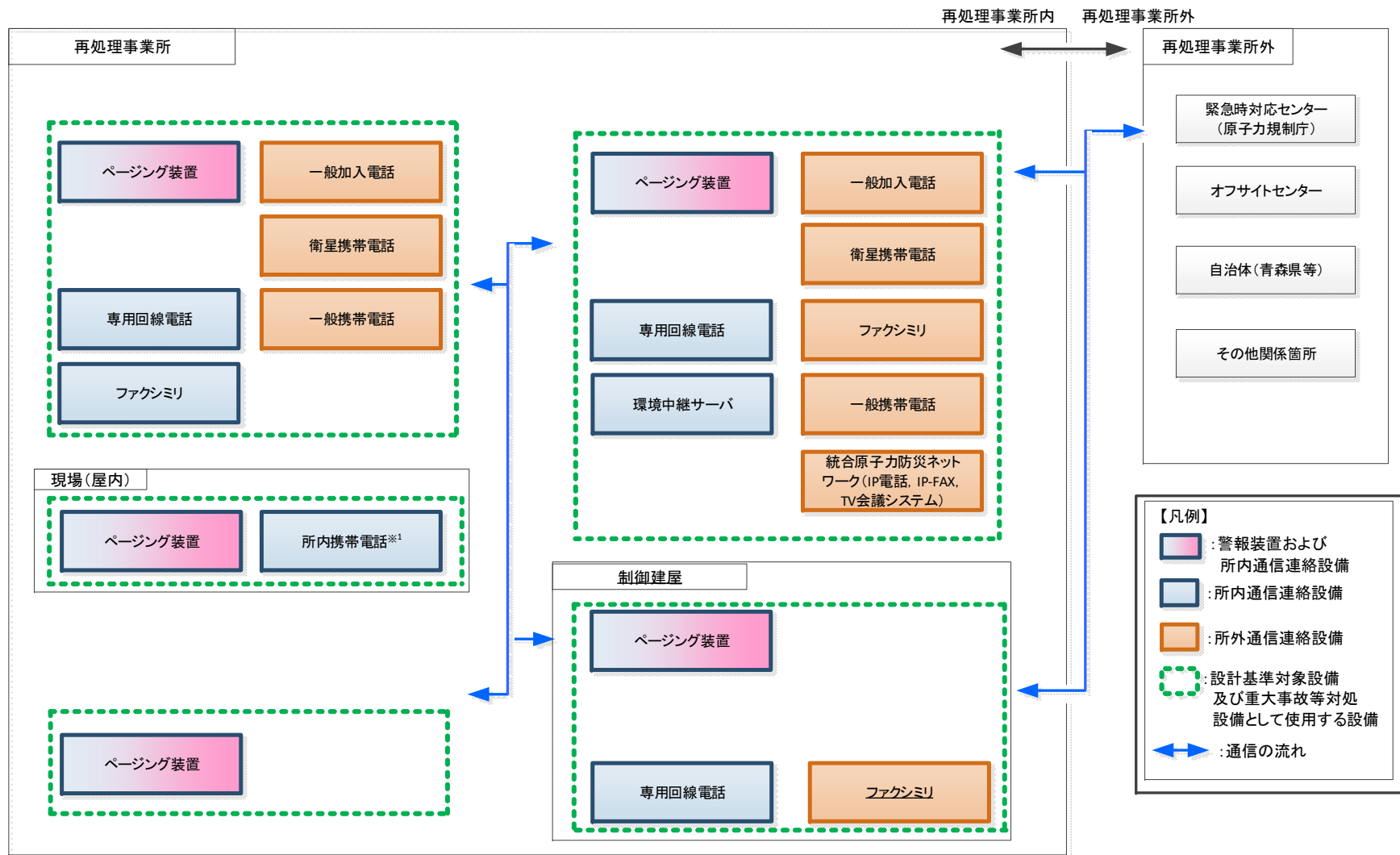
機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所
通話装置のケーブル	端子接続	人力接続	・燃料加工建屋内
可搬型通話装置	—	運搬・設置	・燃料加工建屋内
	端子接続	人力接続	・燃料加工建屋内
	起動・停止 (通信連絡)	スイッチ操作	
可搬型衛星電話 (屋内用)	—	運搬・設置	・燃料加工建屋内 ・制御建屋 ・緊急時対策建屋 ・屋外
	起動・停止 (通信連絡)	ボタン操作	・燃料加工建屋内 ・制御建屋 ・緊急時対策建屋
可搬型トランシーバ (屋内用)	—	運搬・設置	・燃料加工建屋内 ・緊急時対策建屋 ・屋外
	起動・停止 (通信連絡)	ボタン操作	・燃料加工建屋内 ・制御建屋 ・緊急時対策建屋
可搬型衛星電話 (屋外用)	—	運搬	・燃料加工建屋内 ・制御建屋 ・使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋 ・緊急時対策建屋 ・屋外
	起動・停止 (通信連絡)	ボタン操作	・屋外
可搬型トランシーバ (屋外用)	—	運搬	・燃料加工建屋内 ・屋外
	起動・停止 (通信連絡)	ボタン操作	・屋外
統合原子力防災ネットワーク I P 電話	起動・停止 (通信連絡)	スイッチ操作	・緊急時対策建屋
統合原子力防災ネットワーク I P - F A X	起動・停止 (通信連絡)	スイッチ操作	・緊急時対策建屋
統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム	起動・停止 (通信連絡)	スイッチ操作	・緊急時対策建屋

第35. 9表 操作対象機器 (2 / 3)

機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所
ページング装置	起動・停止 (通信連絡)	ボタン操作	・燃料加工建屋 ・緊急時対策建屋
所内携帯電話	起動・停止 (通信連絡)	ボタン操作	・燃料加工建屋 ・緊急時対策建屋
専用回線電話	起動・停止 (通信連絡)	ボタン操作	・燃料加工建屋 ・緊急時対策建屋
一般加入電話	起動・停止 (通信連絡)	ボタン操作	・燃料加工建屋 ・緊急時対策建屋
ファクシミリ	起動・停止 (通信連絡)	ボタン操作	・燃料加工建屋 ・緊急時対策建屋
環境中継サーバ	常時通信状態	—	—
情報把握計装設備用 屋内伝送系統	—	—	・制御建屋内
建屋間伝送用無線装 置	—	—	・屋外
制御建屋データ収集 装置	起動・停止	スイッチ操作	・燃料加工建屋内
制御建屋データ表示 装置	起動・停止	スイッチ操作	・燃料加工建屋内
制御建屋可搬型情報 収集装置(燃料加工 建屋)	—	運搬・設置	・制御建屋内
	起動・停止	スイッチ操作	
制御建屋可搬型情報 表示装置(燃料加工 建屋)	—	運搬・設置	・制御建屋内
	起動・停止	スイッチ操作	

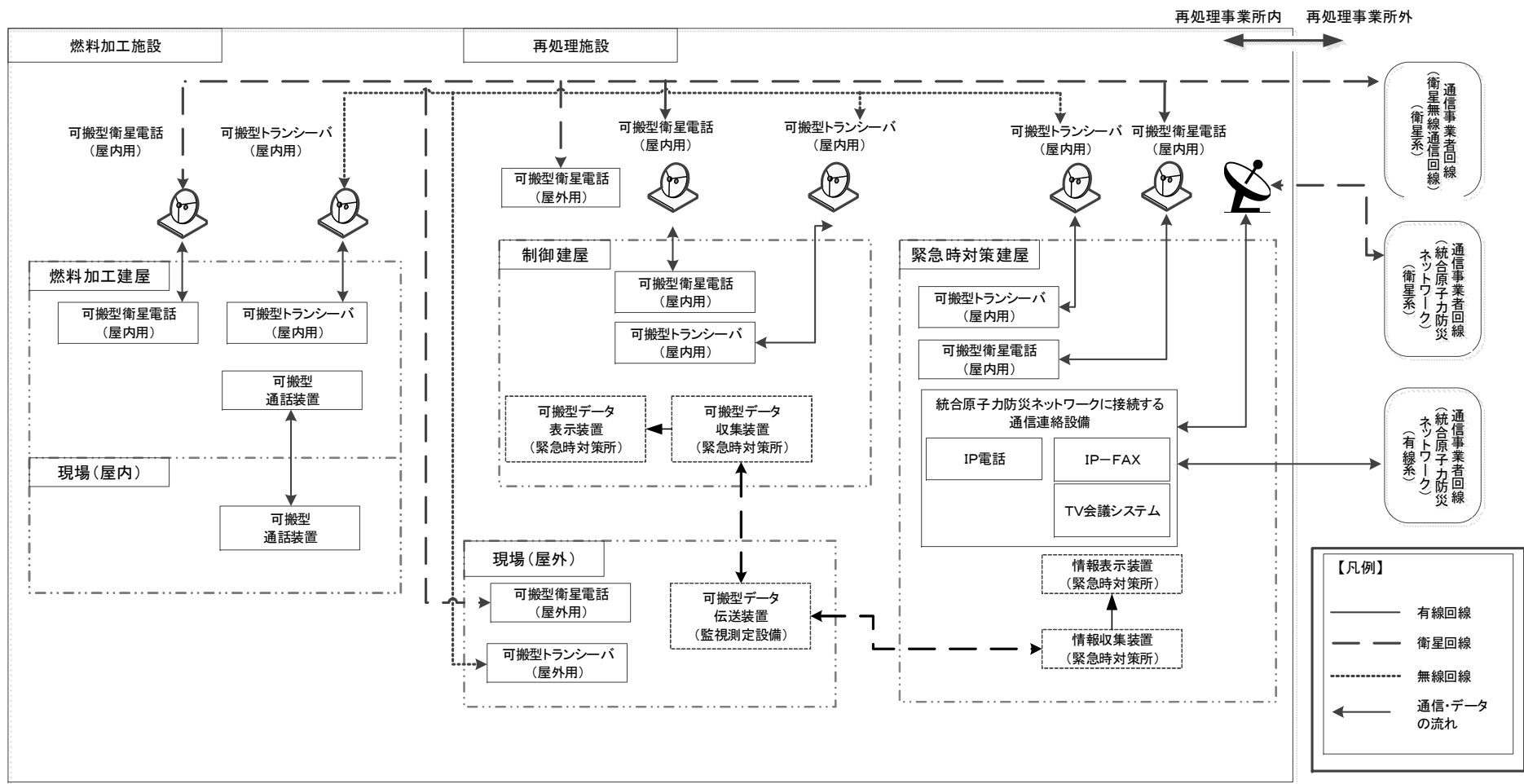
第35. 9表 操作対象機器 (3 / 3)

機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所
制御建屋可搬型情報収集装置	—	運搬・設置	・制御建屋内
	起動・停止	スイッチ操作	
燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統	—	—	・燃料加工建屋内
燃料加工建屋間伝送用無線装置	—	—	・屋外
燃料加工建屋データ収集装置	起動・停止	スイッチ操作	・燃料加工建屋内
燃料加工建屋可搬型情報収集装置	—	運搬・設置	・燃料加工建屋内
	起動・停止	スイッチ操作	
第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	—	運搬・設置	・第1保管庫・貯水所
	起動・停止	スイッチ操作	
第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置【可搬】	—	運搬・設置	・第2保管庫・貯水所
	起動・停止	スイッチ操作	
グローブボックス温度監視装置(伝送路)	<u>起動・停止</u>	<u>スイッチ操作</u>	<u>・燃料加工建屋内</u>
グローブボックス負圧・温度監視設備(伝送路)	<u>起動・停止</u>	<u>スイッチ操作</u>	<u>・燃料加工建屋内</u>
情報把握計装設備可搬型発電機	—	運搬・設置	・第1保管庫・貯水所 ・第2保管庫・貯水所

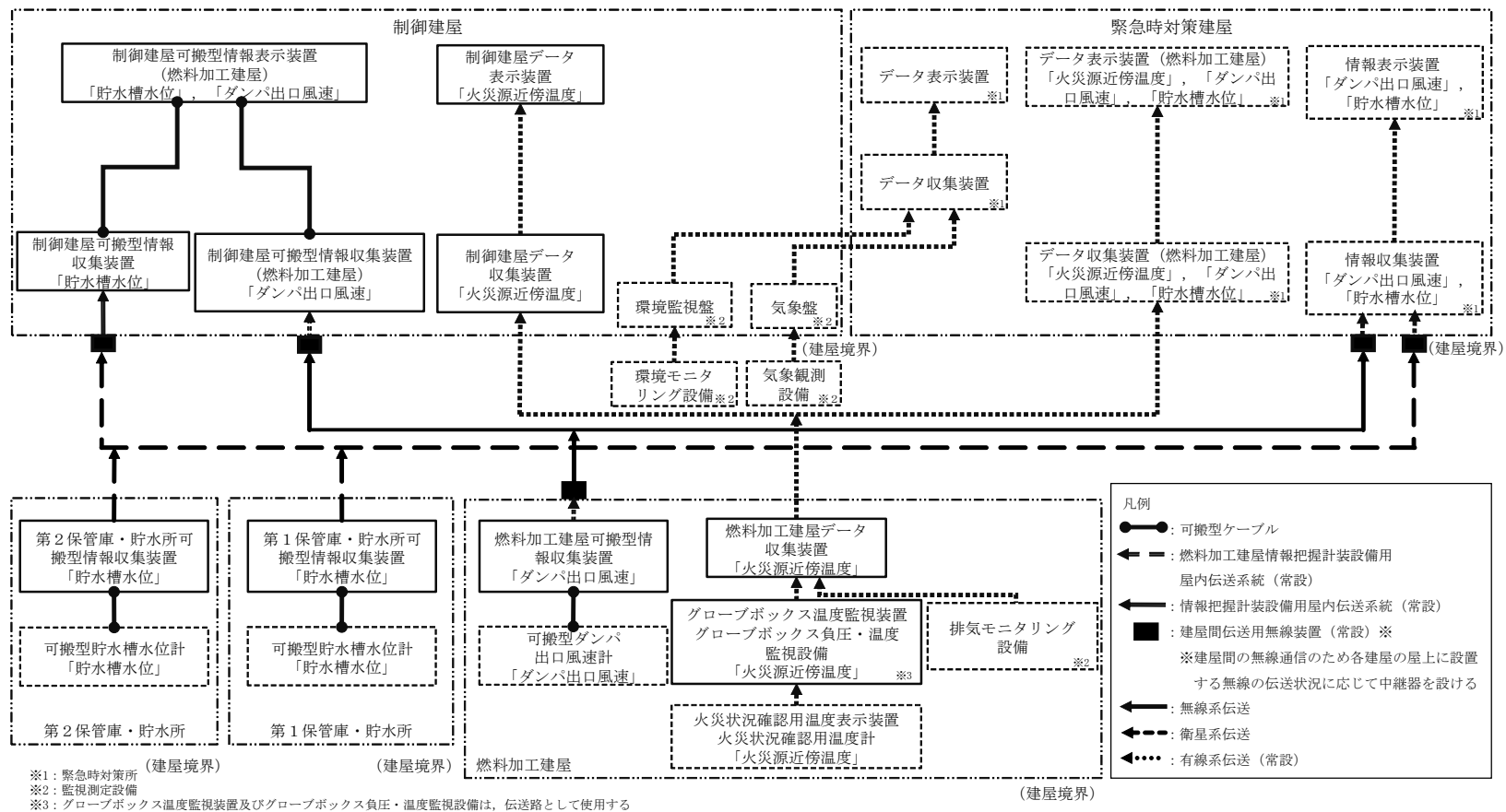


※1: 加入電話設備に接続されており、再処理事業所外への通信連絡が可能である。

第 35. 1 図 通信連絡設備の系統概要図

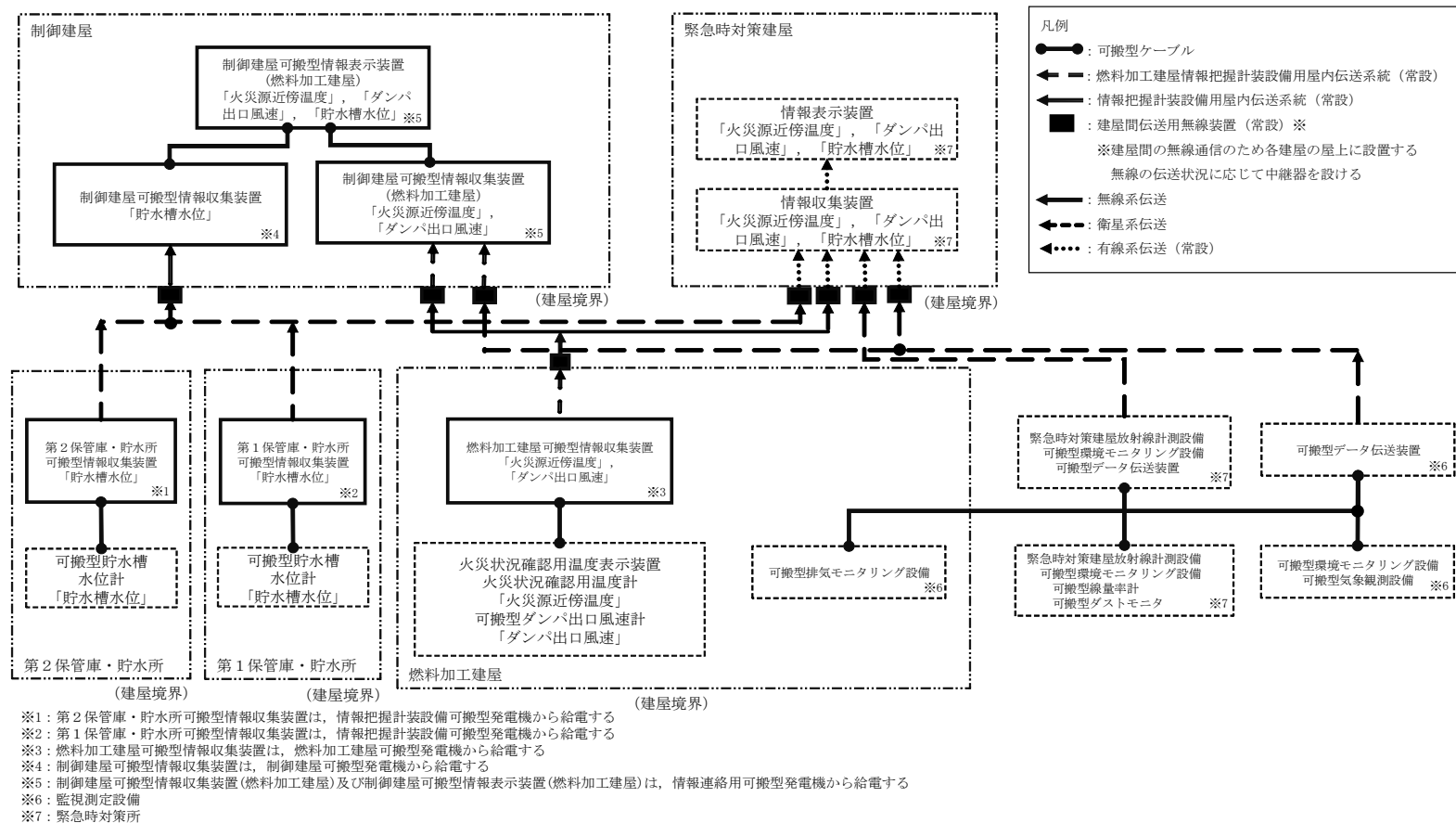


第35. 2 図 代替通信連絡設備の系統概要図



第 35. 3 図 制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備 全体系統概要図 (1 / 2)

(内的事象を要因とした重大事故等が発生し、全交流電源の喪失を伴わない場合)



第 35. 3 図 制御建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備 全体系統概要図 (2 / 2)

(外的事象を要因とした重大事故等が発生し、全交流電源の喪失及び計測する機器が故障した場合並びに
 内的事象を要因とした重大事故等が発生し、全交流電源が喪失した場合)

2 章 補足説明資料

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料リスト
第35条:通信連絡を行うために必要な設備

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料2-1	SA設備基準適合性一覧表	9/7	8	
補足説明資料2-2	配置図	9/7	4	
補足説明資料2-3	系統図	8/24	9	
補足説明資料2-4	単線結線図	8/11	4	
補足説明資料2-5	通信連絡設備の構成	8/19	7	
補足説明資料2-6	容量設定根拠	8/11	5	
補足説明資料2-7	設備操作及び切替に関する説明書	8/11	1	
補足説明資料2-8	乾電池又は充電池による代替通信連絡設備への給電	8/24	5	
補足説明資料2-9	主要設備の試験・検査	9/7	0	
補足説明資料2-10	保管場所	9/7	0	
補足説明資料2-11	情報把握設備(重大事故等対処設備)の耐環境性について	9/7	0	
補足説明資料2-12	可搬型重大事故対処設備への給電について	9/7	0	
補足説明資料2-13	グローブボックス温度監視の全体系統構成	9/7	0	
補足説明資料2-14	情報把握設備 系統図	9/7	0	

令和2年9月7日 R8

補足説明資料 2-1 (35条)

SA設備基準適合性一覧表

27条適合性		35条 通信連絡を行うために必要な設備		35条 通信連絡を行うために必要な設備	
		1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備		1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備	
		a. 常設重大事故等対処設備		a. 常設重大事故等対処設備	
		ベージング装置		所内携帯電話	
第1項 (共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	必要数3台	必要数1台	
		容量	-	-	
	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
			自然現象	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
		周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防止する。 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。	・内部発生飛散物から防止する。 ・溢水量を考慮した位置への設置、保管、被水対策を行う設計とする。	
	第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			操作内容	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	
第6号	悪影響	系統設計	・弁等の操作により重大事故等対処設備としての系統構成をすることで悪影響を与えない設計とする。	・弁等の操作により重大事故等対処設備としての系統構成をすることで悪影響を与えない設計とする。	
		その他(飛散物)	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管し、屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管し、屋外は固縛を行う。	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。		
第2項 (常設)	共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	
		人為事象	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。	
		周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水源(漏えい源)とならないよう第27条に基づく設計とする。	・内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水源(漏えい源)とならないよう第27条に基づく設計とする。	
第3項 (可搬型)	第1号	常設との接続性			
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (加工施設の外から水等を供給するもの)			
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)			
	第4号	保管場所			
	第5号	アクセスルート			
	第6号	共通要因故障防止	自然現象		
人為事象					
周辺機器からの悪影響					

SA設備基準適合性一覧表

27条適合性		35条 通信連絡を行うために必要な設備		35条 通信連絡を行うために必要な設備	
		1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備		1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備	
		a. 常設重大事故等対処設備		a. 常設重大事故等対処設備	
		専用回線電話		ファクシミリ	
第1項 (共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	必要数2台	必要数1台	
		容量	-	-	
	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
			自然現象	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
	第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			操作内容	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	
	第6号	悪影響	系統設計	・弁等の操作により重大事故等対処設備としての系統構成をすることで悪影響を与えない設計とする。	・弁等の操作により重大事故等対処設備としての系統構成をすることで悪影響を与えない設計とする。
			その他(飛散物)	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管し、屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管し、屋外は固縛を行う。
	第7号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	
	第2項 (常設)	共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			人為事象	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。
			周辺機器からの悪影響	・内部発生飛来物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水源(漏えい源)とならないよう第27条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水源(漏えい源)とならないよう第27条に基づく設計とする。
第3項 (可搬型)	第1号	常設との接続性			
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (加工施設の外から水等を供給するもの)			
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)			
	第4号	保管場所			
	第5号	アクセスルート			
	第6号	共通要因故障防止	自然現象		
人為事象					
周辺機器からの悪影響					

SA設備基準適合性一覧表

27条適合性		35条 通信連絡を行うために必要な設備		35条 通信連絡を行うために必要な設備	
		1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備		1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備	
		a. 常設重大事故等対処設備		a. 常設重大事故等対処設備	
		環境中継サーバ		通話装置のケーブル	
第1項 (共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	必要数1台	2系統	
		容量	-	-	
	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
			自然現象	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
	第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			操作内容	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	
	第6号	悪影響	系統設計	・弁等の操作により重大事故等対処設備としての系統構成をすることで悪影響を与えない設計とする。	・弁等の操作により重大事故等対処設備としての系統構成をすることで悪影響を与えない設計とする。
			その他(飛散物)	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管し、屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管し、屋外は固縛を行う。
	第7号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	
	第2項 (常設)	共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			人為事象	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。
			周辺機器からの悪影響	・内部発生飛来物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水源(漏えい源)とならないよう第27条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水源(漏えい源)とならないよう第27条に基づく設計とする。
第3項 (可搬型)	第1号	常設との接続性			
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (加工施設の外から水等を供給するもの)			
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)			
	第4号	保管場所			
	第5号	アクセスルート			
	第6号	共通要因故障防止	自然現象		
人為事象					
周辺機器からの悪影響					

SA設備基準適合性一覧表

27条適合性		35条 通信連絡を行うために必要な設備 1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備 a. 常設重大事故等対処設備	35条 通信連絡を行うために必要な設備 1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備 a. 常設重大事故等対処設備		
		グローブボックス負圧・温度監視設備	グローブボックス温度監視装置		
第1項 (共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	必要数1式	必要数1式	
		容量	二	二	
	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
			自然現象	地震に対しては第25条に基づく設計とする。 その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	地震に対しては第25条に基づく設計とする。 その他の自然現象を考慮し建屋内に設置する設計。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			人為事象	対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
	第3号	操作性	操作環境	地震に対しては第25条に基づく設計。設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 その他は自然現象を考慮した建屋内に設置する設計。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	地震に対しては第25条に基づく設計。設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 その他は自然現象を考慮した建屋内に設置する設計。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			操作内容	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	加工施設の運転中又は停止中に、模擬入力による機能、性能の確認及び校正並びに外觀の確認が可能な設計とする。また必要により、保守、修理が可能な設計とする。	加工施設の運転中又は停止中に、模擬入力による機能、性能の確認及び校正並びに外觀の確認が可能な設計とする。また必要により、保守、修理が可能な設計とする。	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	切替不要	切替不要	
	第6号	悪影響	系統設計	安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。
			その他(飛散物)	地震に対しては第25条に基づく設計。設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 塵巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置する。	地震に対しては第25条に基づく設計。設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 塵巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置する。
	第7号	設置場所(放射線影響の防止)	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	
第2項 (常設)	共通要因故障防止	自然現象	地震に対しては第25条に基づく設計。設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 その他は自然現象を考慮した建屋内に設置する設計。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	地震に対しては第25条に基づく設計。設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 その他は自然現象を考慮した建屋内に設置する設計。自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	
		人為事象	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。	
		周辺機器からの悪影響	内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。	内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。	
第3項 (可搬型)	第1号	常設との接続性			
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (加工施設の外から水等を供給するもの)			
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)			
	第4号	保管場所			
	第5号	アクセスルート			
	第6号	共通要因故障防止	自然現象		
人為事象					
周辺機器からの悪影響					

SA設備基準適合性一覧表

27条適合性		35条 通信連絡を行うために必要な設備 1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 燃料加工建屋データ収集装置	35条 通信連絡を行うために必要な設備 1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 制御建屋データ収集装置		
第1項 (共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	必要数1式	必要数1式	
		容量	二	二	
	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
			自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。
			人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
			周辺機器からの悪影響	内部発生飛散物から防護する設計とする。 溢水を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。	内部発生飛散物から防護する設計とする。 溢水を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。
	第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。
			操作内容	コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。	コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。
	第4号	試験・検査	加工施設の運転中又は停止中に、模擬入力による機能、性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また必要により、保守、修理が可能な設計とする。	加工施設の運転中又は停止中に、模擬入力による機能、性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また必要により、保守、修理が可能な設計とする。	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	第27条第1項第5号の環境条件を考慮して代替可能な設計とする。	第27条第1項第5号の環境条件を考慮して代替可能な設計とする。	
第6号	悪影響	系統設計	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	
		その他(飛散物)	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管する。	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。		
第2項 (常設)	共通要因故障防止	自然現象	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。	
		人為事象	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。	
		周辺機器からの悪影響	内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。	内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。	
第3項 (可搬型)	第1号	常設との接続性			
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (加工施設の外から水等を供給するもの)			
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)			
	第4号	保管場所			
	第5号	アクセスルート			
	第6号	共通要因故障防止	自然現象		
人為事象					
周辺機器からの悪影響					

SA設備基準適合性一覧表

27条適合性			35条 通信連絡を行うために必要な設備 1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備 a. 常設重大事故等対処設備 制御建屋データ表示装置	35条 通信連絡を行うために必要な設備 1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備 a. 常設重大事故等対処設備 燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統	
第1項 (共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	必要数1式	必要数1系統	
		容量	二	二	
	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
			自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。
			人為事象	対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
			周辺機器からの悪影響	内部発生飛散物から防護する設計とする。 溢水を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。	内部発生飛散物から防護する設計とする。 溢水を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。
	第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。
		操作内容	コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。	コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。	
	第4号	試験・検査	加工施設の運転中又は停止中に、模擬入力による機能、性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また必要により、保守、修理が可能な設計とする。	加工施設の運転中又は停止中に、模擬入力による機能、性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また必要により、保守、修理が可能な設計とする。	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	第27条第1項第5号の環境条件を考慮して代替可能な設計とする。	第27条第1項第5号の環境条件を考慮して代替可能な設計とする。	
第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	
		その他(飛散物)	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管する。	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。		
第2項 (常設)	共通要因故障防止	自然現象	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。	
		人為事象	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。	
		周辺機器からの悪影響	内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。	内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。	
第3項 (可搬型)	第1号	常設との接続性			
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (加工施設の外から水等を供給するもの)			
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)			
	第4号	保管場所			
	第5号	アクセスルート			
	第6号	共通要因故障防止	自然現象		
人為事象					
周辺機器からの悪影響					

SA設備基準適合性一覧表

27条適合性		35条 通信連絡を行うために必要な設備 1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備 a. 常設重大事故等対処設備	35条 通信連絡を行うために必要な設備 1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備 a. 常設重大事故等対処設備		
		燃料加工建屋間伝送無線装置	情報把握計装設備用屋内伝送系統		
第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	必要数1系統	必要数2系統(合計4系統)	
		容量	二	二	
	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
			自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。
			人為事象	対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
			周辺機器からの悪影響	内部発生飛散物から防護する設計とする。 溢水を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。	内部発生飛散物から防護する設計とする。 溢水を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。
	第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。
			操作内容	コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。	コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。
	第4号	試験・検査	加工施設の運転中又は停止中に、模擬入力による機能、性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また必要により、保守、修理が可能な設計とする。	加工施設の運転中又は停止中に、模擬入力による機能、性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また必要により、保守、修理が可能な設計とする。	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	第27条第1項第5号の環境条件を考慮して代替可能な設計とする。	第27条第1項第5号の環境条件を考慮して代替可能な設計とする。	
第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	
		その他(飛散物)	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管する。	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。		
第2項(常設)	共通要因故障防止	自然現象	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。	
		人為事象	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。	
		周辺機器からの悪影響	内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。	内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。	
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性			
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (加工施設の外から水等を供給するもの)			
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)			
	第4号	保管場所			
	第5号	アクセスルート			
	第6号	共通要因故障防止	自然現象		
人為事象					
周辺機器からの悪影響					

SA設備基準適合性一覧表

		27条適合性		35条 通信連絡を行うために必要な設備 1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備 a. 常設重大事故等対処設備 建屋間伝送無線装置	
第1項 (共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。		必要数2系統(合計4系統)	
		容量		二	
	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)		重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
			自然現象		・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計II」に基づく設計とする。 ・他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。
			人為事象		対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
			周辺機器からの悪影響		内部発生飛散物から防護する設計とする。 溢水を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。
	第3号	操作性	操作環境		・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計II」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。
			操作内容		コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。
	第4号	試験・検査		加工施設の運転中又は停止中に、操縦入力による機能、性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また必要により、保守、修理が可能な設計とする。	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)		第27条第1項第5号の環境条件を考慮して切り替え可能な設計とする。	
第6号	悪影響	系統設計		通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	
		その他(飛散物)		・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計II」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管する。	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)		・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。		
第2項 (常設)	共通要因故障防止	自然現象		地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計II」に基づく設計とする。 その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。	
		人為事象		第27条第1項第2号の環境条件で整理する。	
		周辺機器からの悪影響		内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。	
第3項 (可搬型)	第1号	常設との接続性			
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (加工施設の外から水等を供給するもの)			
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)			
	第4号	保管場所			
	第5号	アクセスルート			
	第6号	共通要因故障防止	自然現象		
人為事象					
周辺機器からの悪影響					

SA設備基準適合性一覧表

27条適合性		35条 通信連絡を行うために必要な設備		35条 通信連絡を行うために必要な設備		
		1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備		1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備		
		b. 可搬型重大事故等対処設備		b. 可搬型重大事故等対処設備		
		可搬型通話装置		可搬型衛星電話(屋内用)		
第1項 (共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	26台(13台)	16台(8台)		
		容量	—	—		
	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	
			自然現象	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	
			人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	
	第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	
			操作内容	操作不要	操作不要	
	第4号	試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。		
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない		
	第6号	悪影響	系統設計	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	
			その他(飛散物)	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管し、屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管し、屋外は固縛を行う。	
	第7号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。		
第2項 (常設)	共通要因故障防止	自然現象				
		人為事象				
		周辺機器からの悪影響				
第3項 (可搬型)	第1号	常設との接続性	対象外	対象外		
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (加工施設の外から水等を供給するもの)	対象外	対象外		
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。		
	第4号	保管場所	・第27条第1項第2号の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第27条第1項第2号の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。		
	第5号	アクセスルート	・第27条第1項第2号の環境条件を考慮した建屋内に保管する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物部の除去等により確保する。	・第27条第1項第2号の環境条件を考慮した建屋内に保管する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物部の除去等により確保する。		
	第6号	共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第27条第1項第3号の環境条件に基づき設計するとともに通信連絡設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第27条第1項第4号の環境条件に基づき設計するとともに通信連絡設備と多様性、位置的分散を図る。	
人為事象			・第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の通信連絡設備と多様性、位置的分散を図る。	・第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の通信連絡設備と多様性、位置的分散を図る。		
周辺機器からの悪影響			・内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の通信連絡設備と多様性、位置的分散を図る。 ・被水防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の通信連絡設備と多様性、位置的分散を図る。 ・被水防護、溢水高さを考慮して設置する。		

SA設備基準適合性一覧表

27条適合性		35条 通信連絡を行うために必要な設備 1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備 b. 可搬型重大事故等対処設備	35条 通信連絡を行うために必要な設備 1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備 b. 可搬型重大事故等対処設備		
第1項 (共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	54台(27台)	16台(8台)	
		容量	—	—	
	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
			自然現象	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
	第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			操作内容	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	
	第6号	悪影響	系統設計	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。
その他(飛散物)			・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管し、屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管し、屋外は固縛を行う。	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。		
第2項 (常設)	共通要因故障防止	自然現象			
		人為事象			
		周辺機器からの悪影響			
第3項 (可搬型)	第1号	常設との接続性	対象外	対象外	
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (加工施設の外から水等を供給するもの)	対象外	対象外	
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	
	第4号	保管場所	・第27条第1項第2号の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第27条第1項第2号の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	
	第5号	アクセスルート	・第27条第1項第2号の環境条件を考慮した建屋内に保管する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物部の除去等により確保する。	・第27条第1項第2号の環境条件を考慮した建屋内に保管する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物部の除去等により確保する。	
	第6号	共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第27条第1項第5号の環境条件に基づき設計するとともに通信連絡設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第27条第1項第6号の環境条件に基づき設計するとともに通信連絡設備と多様性、位置的分散を図る。
人為事象			・第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の通信連絡設備と多様性、位置的分散を図る。	・第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の通信連絡設備と多様性、位置的分散を図る。	
周辺機器からの悪影響			・内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の通信連絡設備と多様性、位置的分散を図る。 ・被水防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の通信連絡設備と多様性、位置的分散を図る。 ・被水防護、溢水高さを考慮して設置する。	

SA設備基準適合性一覧表

27条適合性		35条 通信連絡を行うために必要な設備 1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型トランシーバ(屋外用)	35条 通信連絡を行うために必要な設備 1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 燃料加工建屋可搬型情報収集装置		
第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	88台(44台)	必要数1台(合計2台)	
		容量	—	—	
	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
			自然現象	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。
			人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
	第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。
			操作内容	操作不要	コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。
	第4号	試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	加工施設の運転中又は停止中に、模擬入力による機能、性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また必要により、保守、修理が可能な設計とする。	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	第27条第1項第5号の環境条件を考慮して切替え可能な設計とする。	
	第6号	悪影響	系統設計	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。
その他(飛散物)			・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管し、屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管する。	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。		
第2項(常設)	共通要因故障防止	自然現象			
		人為事象			
		周辺機器からの悪影響			
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性	対象外	対象外	
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (加工施設の外から水等を供給するもの)	対象外	対象外	
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	
	第4号	保管場所	・第27条第1項第2号の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	第27条第1項第2号の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は設計基準の施設の計測制御設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに保管する。	
	第5号	アクセスルート	・第27条第1項第2号の環境条件を考慮した建屋内に保管する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	第27条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	
	第6号	共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第27条第1項第7号の環境条件に基づき設計するとともに通信連絡設備と多様性、位置的分散を図る。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
人為事象			・第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の通信連絡設備と多様性、位置的分散を図る。	・第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	
周辺機器からの悪影響			・内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の通信連絡設備と多様性、位置的分散を図る。 ・被水防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対して第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ・溢水を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。	

SA設備基準適合性一覧表

27条適合性		35条 通信連絡を行うために必要な設備 1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 制御建屋可搬型情報収集装置(燃料加工建屋)	35条 通信連絡を行うために必要な設備 1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 制御建屋可搬型情報収集設備(再処理施設と共用)		
第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	必要数1台(合計2台)	必要数1台(合計2台)	
		容量	二	二	
	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
			自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。
			人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
		周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ・溢水を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ・溢水を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。	
	第3号	操作環境	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。	
		操作内容	コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。	コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。	
	第4号	試験・検査	加工施設の運転中又は停止中に、模擬入力による機能、性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また必要により、保守、修理が可能な設計とする。	加工施設の運転中又は停止中に、模擬入力による機能、性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また必要により、保守、修理が可能な設計とする。	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	第27条第1項第2号の環境条件を考慮して代替可能な設計とする。	第27条第1項第2号の環境条件を考慮して代替可能な設計とする。	
第6号	悪影響	系統設計	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	
		その他(飛散物)	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管し、屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管し、屋外は固縛を行う。	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。		
第2項(常設)	共通要因故障防止	自然現象			
		人為事象			
		周辺機器からの悪影響			
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性	対象外	対象外	
	第2号	異なる複数の接続口の確保(加工施設の外から水等を供給するもの)	対象外	対象外	
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	
	第4号	保管場所	第27条第1項第2号の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 屋外は設計基準の施設の計測制御設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに保管する。	第27条第1項第2号の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 屋外は設計基準の施設の計測制御設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに保管する。	
	第5号	アクセスルート	第27条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	第27条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	
	第6号	共通要因故障防止	自然現象	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
人為事象			・第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	
周辺機器からの悪影響		・内部発生飛散物に対して第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ・溢水を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。	・内部発生飛散物に対して第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ・溢水を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。		

SA設備基準適合性一覧表

27条適合性		35条 通信連絡を行うために必要な設備 1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 制御建屋可搬型表示装置(燃料加工建屋)	35条 通信連絡を行うために必要な設備 1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置収集装置(燃料加工建屋)		
第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	必要数1台(合計2台)	必要数1台(合計2台)	
		容量	二	二	
	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
			自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能喪失しない設計とする。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能喪失しない設計とする。
		人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	
		周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ・溢水を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ・溢水を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。	
	第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。
		操作内容	コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。	コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。	
	第4号	試験・検査	加工施設の運転中又は停止中に、構入入力による機能、性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また必要により、保守、修理が可能な設計とする。	加工施設の運転中又は停止中に、構入入力による機能、性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また必要により、保守、修理が可能な設計とする。	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	第27条第1項第5号の環境条件を考慮して代替可能な設計とする。	第27条第1項第2号の環境条件を考慮して代替可能な設計とする。	
第6号	悪影響	系統設計	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	
		その他(飛散物)	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管し、屋外は固縛を行う。	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。		
第2項(常設)	共通要因故障防止	自然現象			
		人為事象			
		周辺機器からの悪影響			
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性	対象外	対象外	
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (加工施設の外から水等を供給するもの)	対象外	対象外	
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	
	第4号	保管場所	第27条第1項第2号の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 屋外は設計基準の施設の計測制御設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに保管する。	第27条第1項第2号の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 屋外は設計基準の施設の計測制御設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに保管する。	
	第5号	アクセスルート	第27条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	第27条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	
	第6号	共通要因故障防止	自然現象	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 その他の自然現象に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
人為事象			・第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	
周辺機器からの悪影響		・内部発生飛散物に対して第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ・溢水を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。	・内部発生飛散物に対して第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ・溢水を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。		

SA設備基準適合性一覧表

27条適合性		35条 通信連絡を行うために必要な設備 1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	35条 通信連絡を行うために必要な設備 1. 1. 1 再処理事業所内の通信設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 情報把握装置設備可搬型発電機		
第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	必要数1台(合計2台)	必要数2台(合計5台)	
		容量	二	二	
	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
			自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能喪失しない設計とする。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能喪失しない設計とする。
			人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
		周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ・溢水を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。	・内部発生飛散物から防護する設計とする。 ・溢水を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。	
	第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計、設置場所での転倒防止等の措置を講ずる。 ・その他の自然現象を考慮し外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋内に保管し、機能を喪失しない設計とする。
		操作内容	コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。	コネクタ方式又はより簡便な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。	
	第4号	試験・検査	加工施設の運転中又は停止中に、模擬入力による機能、性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また必要により、保守、修理が可能な設計とする。	加工施設の運転中又は停止中に、模擬入力による機能、性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また必要により、保守、修理が可能な設計とする。	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	第27条第1項第2号の環境条件を考慮して代替可能な設計とする。	第27条第1項第2号の環境条件を考慮して代替可能な設計とする。	
第6号	悪影響	系統設計	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	
		その他(飛散物)	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管し、屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管し、屋外は固縛を行う。	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。		
第2項(常設)	共通要因故障防止	自然現象			
		人為事象			
		周辺機器からの悪影響			
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性	対象外	対象外	
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (加工施設の外から水等を供給するもの)	対象外	対象外	
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	
	第4号	保管場所	第27条第1項第2号の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 屋外は設計基準の施設の計測制御設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに保管する。	第27条第1項第2号の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 屋外は設計基準の施設の計測制御設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに保管する。	
	第5号	アクセスルート	第27条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	第27条第1項第2号を考慮した建屋内に確保する。 影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物の除去等により確保する。	
	第6号	共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。
人為事象	・第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。	・第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。			
周辺機器からの悪影響	・内部発生飛散物に対して第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ・溢水を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。	・内部発生飛散物に対して第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の計測制御設備と多様性、位置的分散を図る。 ・溢水を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。			

SA設備基準適合性一覧表

27条適合性		35条 通信連絡を行うために必要な設備		35条 通信連絡を行うために必要な設備	
		1. 1. 2 再処理事業所外の通信設備		1. 1. 2 再処理事業所外の通信設備	
		a. 常設重大事故等対処設備		a. 常設重大事故等対処設備	
		一般携帯電話		衛星携帯電話	
第1項 (共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	2台	20台	
		容量	—	—	
	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
			自然現象	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
	第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			操作内容	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	第27条第1項第2号の環境条件を考慮して代替可能な設計とする。	第27条第1項第2号の環境条件を考慮して代替可能な設計とする。	
	第6号	悪影響	系統設計	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。
その他(飛散物)			・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管し、屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管し、屋外は固縛を行う。	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。		
第2項 (常設)	共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	
		人為事象	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。	
		周辺機器からの悪影響	・内部発生飛来物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水源(漏えい源)とならないよう第27条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水源(漏えい源)とならないよう第27条に基づく設計とする。	
第3項 (可搬型)	第1号	常設との接続性			
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (加工施設の外から水等を供給するもの)			
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)			
	第4号	保管場所			
	第5号	アクセスルート			
	第6号	共通要因故障防止	自然現象		
人為事象					
周辺機器からの悪影響					

SA設備基準適合性一覧表

27条適合性		35条 通信連絡を行うために必要な設備		35条 通信連絡を行うために必要な設備		
		1. 1. 2 再処理事業所外の通信設備		1. 1. 2 再処理事業所外の通信設備		
		a. 常設重大事故等対処設備		a. 常設重大事故等対処設備		
		フアクシミリ		統合原子力防災ネットワーク		
				統合原子力防災ネットワークIP電話		
第1項 (共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	1台	1台	1台	
		容量	-	-	-	
	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。
			自然現象	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。
	第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。
			操作内容	操作不要	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	第27条第1項第2号の環境条件を考慮して代替可能な設計とする。	第27条第1項第2号の環境条件を考慮して代替可能な設計とする。	第27条第1項第2号の環境条件を考慮して代替可能な設計とする。	
	第6号	悪影響	系統設計	・通常時の系統構成と同じ系統構成で重大事故等対処施設として使用することにより悪影響を与えない設計とする。	・弁等の操作により重大事故等対処設備としての系統構成をすることで悪影響を与えない設計とする。	・弁等の操作により重大事故等対処設備としての系統構成をすることで悪影響を与えない設計とする。
			その他(飛散物)	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管し、屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管し、屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管し、屋外は固縛を行う。
	第7号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	
第2項 (常設)	共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	
		人為事象	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。	第27条第1項第2号の環境条件で整理する。	
		周辺機器からの悪影響	・内部発生飛来物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水源(漏えい源)とならないよう第27条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水源(漏えい源)とならないよう第27条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水源(漏えい源)とならないよう第27条に基づく設計とする。	
第3項 (可搬型)	第1号	常設との接続性				
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (加工施設の外から水等を供給するもの)				
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)				
	第4号	保管場所				
	第5号	アクセスルート				
	第6号	共通要因故障防止	自然現象			
人為事象						
周辺機器からの悪影響						

SA設備基準適合性一覧表

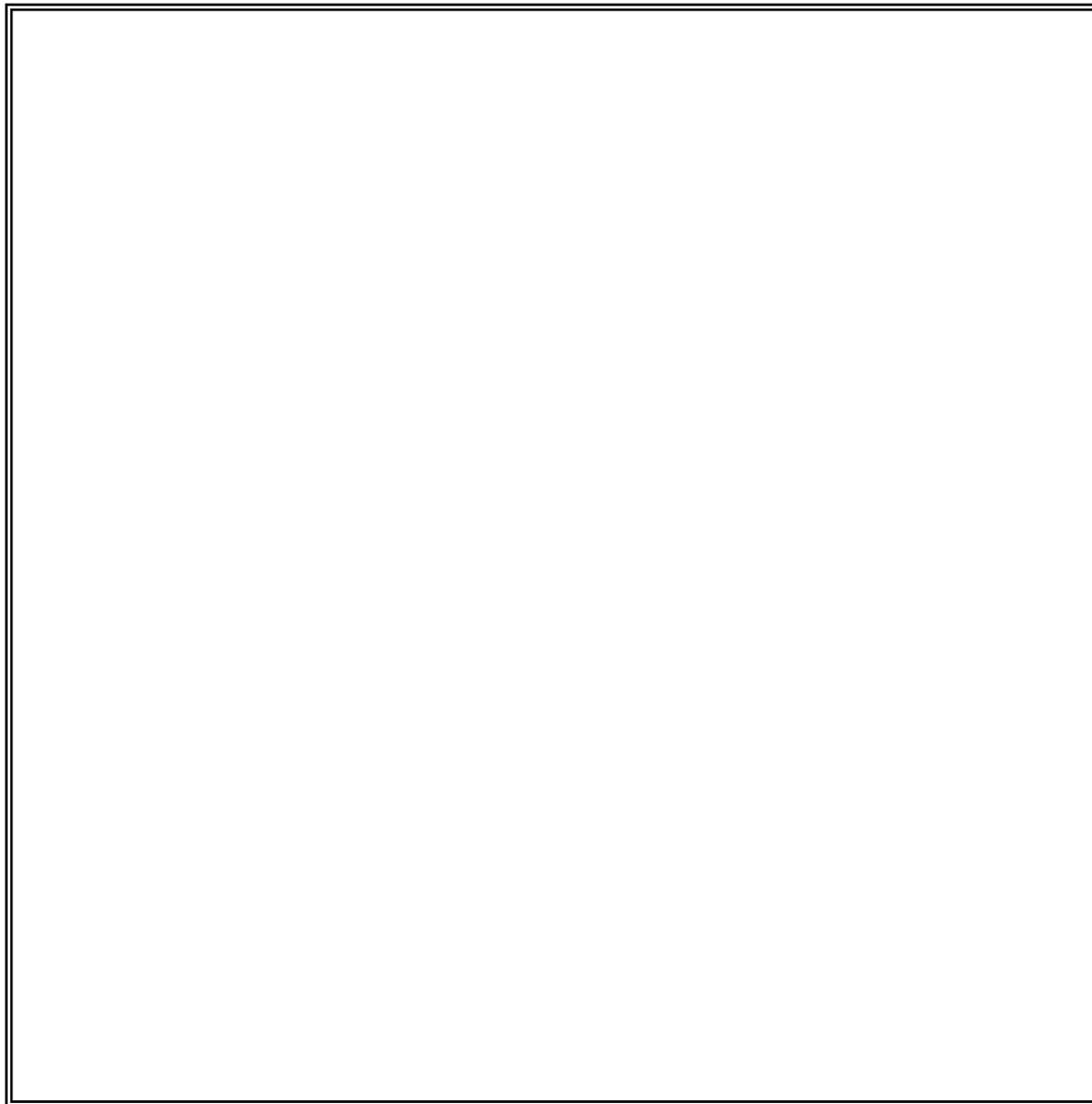
27条適合性		35条 通信連絡を行うために必要な設備		35条 通信連絡を行うために必要な設備		
		1. 1. 2 再処理事業所外の通信設備		1. 1. 2 再処理事業所外の通信設備		
		a. 常設重大事故等対処設備		a. 常設重大事故等対処設備		
		統合原子力防災ネットワーク		統合原子力防災ネットワーク		
		統合原子力防災ネットワークIP-FAX		統合原子力防災ネットワークTV会議システム		
第1項 (共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	1台	1台		
		容量	-	-		
	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	
			自然現象	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	
			人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	
	第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	
			操作内容	操作不要	操作不要	
	第4号	試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。		
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	第27条第1項第2号の環境条件を考慮して代替可能な設計とする。	第27条第1項第2号の環境条件を考慮して代替可能な設計とする。		
	第6号	悪影響	系統設計	・弁等の操作により重大事故等対処設備としての系統構成をすることで悪影響を与えない設計とする。	・弁等の操作により重大事故等対処設備としての系統構成をすることで悪影響を与えない設計とする。	
			その他(飛散物)	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管し、屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管し、屋外は固縛を行う。	
	第7号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。		
	第2項 (常設)	共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	
			人為事象	第27条第1項第3号の環境条件で整理する。	第27条第1項第4号の環境条件で整理する。	
			周辺機器からの悪影響	・内部発生飛来物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水源(漏えい源)とならないよう第28条に基づく設計とする。	・内部発生飛来物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計する。 ・溢水源(漏えい源)とならないよう第29条に基づく設計とする。	
第3項 (可搬型)	第1号	常設との接続性				
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (加工施設の外から水等を供給するもの)				
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)				
	第4号	保管場所				
	第5号	アクセスルート				
	第6号	共通要因故障防止	自然現象			
人為事象						
周辺機器からの悪影響						


SA設備基準適合性一覧表

27条適合性		35条 通信連絡を行うために必要な設備		35条 通信連絡を行うために必要な設備		
		1. 1. 2 再処理事業所外の通信設備		1. 1. 2 再処理事業所外の通信設備		
		(b) 可搬型重大事故等対処設備		(b) 可搬型重大事故等対処設備		
		可搬型衛星電話(屋内用)		可搬型衛星電話(屋外用)		
第1項 (共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	6台(3台)	2台(1台)		
		容量	—	—		
	第2号	環境条件における健全性	重大事故等時の環境条件(温度、圧力、湿度、放射線)	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	
			自然現象	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	
			人為事象	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	・対象からの距離を確保又は影響を受けない設計とする。	
	第3号	操作性	操作環境	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象を考慮して機能を喪失しない設計とする。又は手順により対応する。	
			操作内容	操作不要	操作不要	
	第4号	試験・検査	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。	健全性及び能力を確認するために検査又は試験ができる設計とする。		
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない		
	第6号	悪影響	系統設計	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	・通常時は分離されており悪影響を与えることはない。	
その他(飛散物)			・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管し、屋外は固縛を行う。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・竜巻(風(台風)含む)に対しては建屋内に設置、保管し、屋外は固縛を行う。		
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。			
第2項 (常設)	共通要因故障防止	自然現象				
		人為事象				
		周辺機器からの悪影響				
第3項 (可搬型)	第1号	常設との接続性	対象外	対象外		
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (加工施設の外から水等を供給するもの)	対象外	対象外		
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。	・線源からの離隔距離を確保した場所に設置する。		
	第4号	保管場所	・第27条第1項第2号の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。	・第27条第1項第2号の環境条件を考慮した建屋内の常設と異なる保管場所に保管する。 ・屋外は重大事故等が発生する建屋及び設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管する。		
	第5号	アクセスルート	・第27条第1項第2号の環境条件を考慮した建屋内に保管する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物部の除去等により確保する。	・第27条第1項第2号の環境条件を考慮した建屋内に保管する。 ・影響を受けない場所に確保する。ホイールローダによる障害物部の除去等により確保する。		
	第6号	共通要因故障防止	自然現象	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第27条第1項第7号の環境条件に基づき設計するとともに通信連絡設備と多様性、位置的分散を図る。	・地震に対しては「地震を起因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。 ・その他の自然現象に対しては第27条第1項第8号の環境条件に基づき設計するとともに通信連絡設備と多様性、位置的分散を図る。	
人為事象			・第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の通信連絡設備と多様性、位置的分散を図る。	・第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の通信連絡設備と多様性、位置的分散を図る。		
周辺機器からの悪影響			・内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の通信連絡設備と多様性、位置的分散を図る。 ・被水防護、溢水高さを考慮して設置する。	・内部発生飛散物に対しては第27条第1項第2号の環境条件に基づき設計するとともに設計基準の通信連絡設備と多様性、位置的分散を図る。 ・被水防護、溢水高さを考慮して設置する。		

令和2年9月7日 R4


補足説明資料 2-2 (35条)



【凡例】
 : 可搬型重大事故等対処設備
 保管場所

【可搬型重大事故等対処設備の保管場所】

設置場所	対象機器	部屋名称
(1)	可搬型衛星電話(屋内用) 可搬型衛星電話(屋外用)	地上1階北第2備品庫
(2)	可搬型通話装置 可搬型トランシーバ(屋内用) 可搬型トランシーバ(屋内用)	地上1階廊下
(3)	可搬型通話装置	地上1階東西第2廊下

 については核不拡散上の観点から
 公開できません。

第 2 - 2 - 1 図 代替通信連絡設備の機器配置概要図 (燃料加工建屋 地上1階)

令和2年9月7日 R0

補足説明資料2－9 (35条)

目 次

2－9 主要設備の試験・検査

2-9 主要設備の試験・検査

(1) 制御建屋情報把握設備

① 情報把握計装設備用屋内伝送系統の試験検査

MOX燃料加工施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	外観点検	外観上、異常が無いことを確認する。

② 建屋間伝送用無線装置の試験検査

MOX燃料加工施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	外観点検	外観上、異常が無いことを確認する。

③ 制御建屋データ収集装置の試験検査

MOX燃料加工施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能（特性確認等）を確認する。
	外観点検	外観上、異常が無いことを確認する。

④ 制御建屋データ表示装置の試験検査

MOX燃料加工施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能（特性確認等）を確認する。
	外観点検	外観上、異常が無いことを確認する。

⑤ 制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）の試験検査

MOX燃料加工施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能（特性確認等）を確認する。
	外観点検	外観上、異常が無いことを確認する。

⑥ 制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）の試験検査

MOX燃料加工施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能（特性確認等）を確認する。
	外観点検	外観上、異常が無いことを確認する。

⑦ 制御建屋可搬型情報収集装置の試験検査

MOX燃料加工施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能（特性確認等）を確認する。
	外観点検	外観上，異常が無いことを確認する。

(2) 情報把握収集伝送設備

① 燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統の試験検査

MOX燃料加工施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	外観点検	外観上，異常が無いことを確認する。

② 燃料加工建屋間伝送用無線装置の試験検査

MOX燃料加工施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	外観点検	外観上，異常が無いことを確認する。

③ 燃料加工建屋データ収集装置の試験検査

MOX燃料加工施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能（特性確認等）を確認する。
	外観点検	外観上，異常が無いことを確認する。

④ 燃料加工建屋可搬型情報収集装置の試験検査

MOX燃料加工施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能（特性確認等）を確認する。
	外観点検	外観上，異常が無いことを確認する。

⑤ 第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置の試験検査

MOX燃料加工施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能（特性確認等）を確認する。
	外観点検	外観上，異常が無いことを確認する。

⑥ 情報把握計装設備可搬型発電機の試験検査,

MOX燃料加工施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	動作確認	機能・性能（特性確認等）を確認する。
	外観点検	外観上，異常が無いことを確認する。

令和2年9月7日 R0

補足説明資料 2 - 1 0 (35 条)

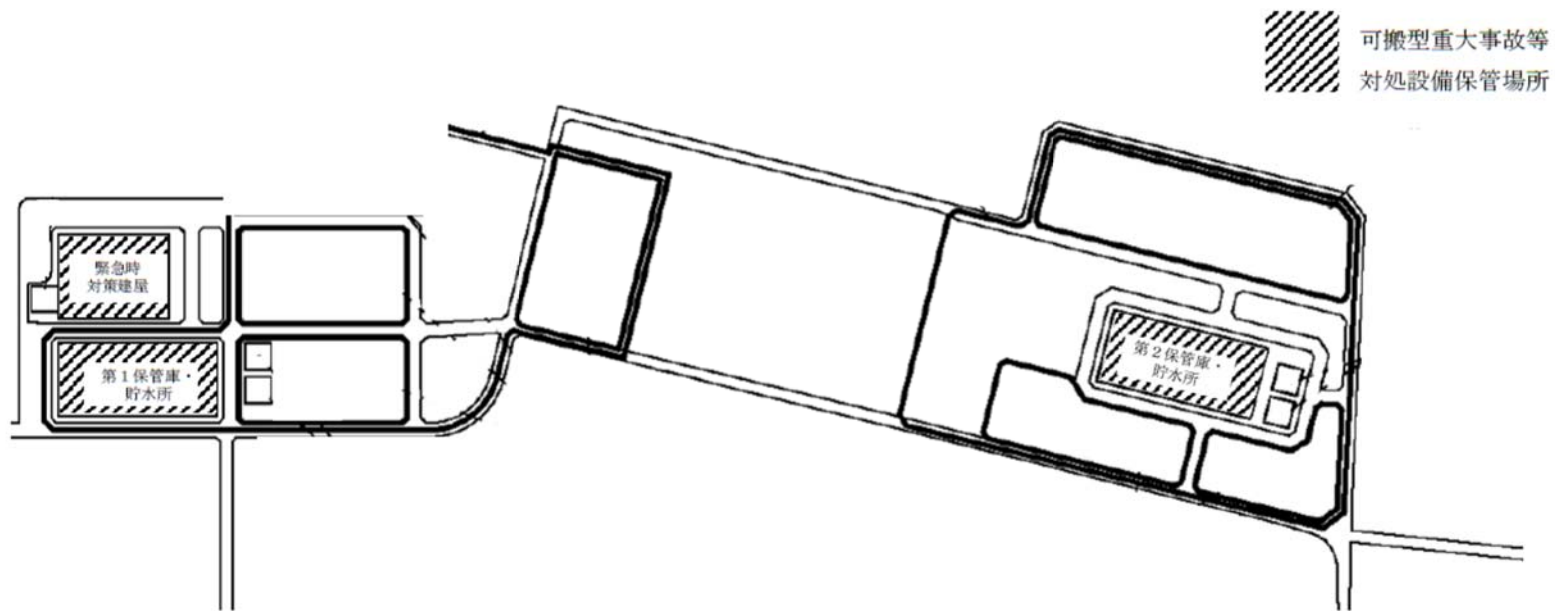
目 次

2-10 保管場所

2.10.1 保管場所図

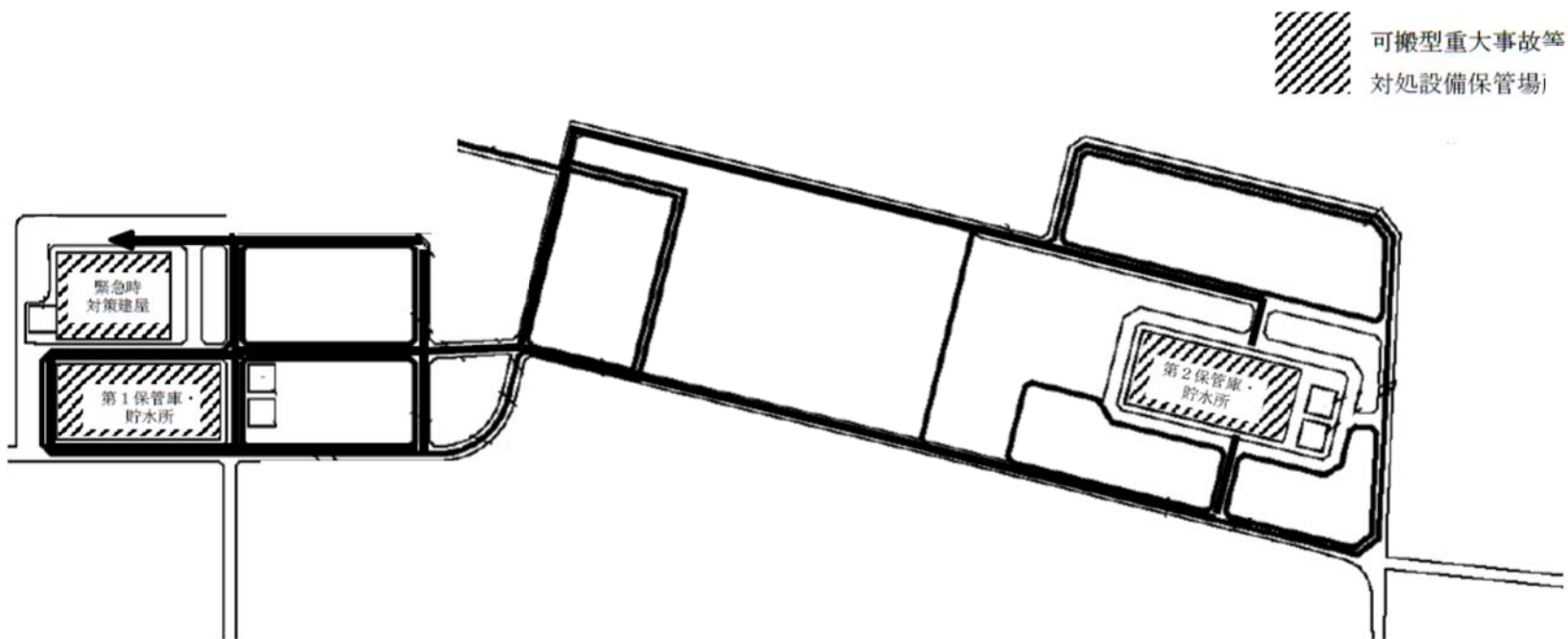
2.10.2 アクセスルート図

2-10 保管場所
2.10.1 保管場所図



補 2-10-2

第 2.10.1-1 図 可搬型重大事故等対処設備保管位置図
(再処理事業所構内)



第2.10.2-1図 可搬型重大事故等対処設備 屋外移動ルート図

令和2年9月7日 R0

補足説明資料 2 - 1 1 (35 条)

情報把握設備（重大事故等対処設備）の耐環境性について

重大事故等対処設備について耐環境性等を整理した結果は以下の通りである。

1. MOX燃料加工施設の建屋内および屋外

重大事故等対処設備は、MOX燃料加工施設の建屋内および屋外の環境条件を考慮し、それぞれの使用場所における重大事故等時の環境条件を考慮し耐環境性を有する設計とする。重大事故等時における環境温度、環境圧力、湿度、放射線を表2-11-1に示す。

表 2-11-1 重大事故等時における環境温度，環境圧力，湿度及び放射線

重大事故等	重大事故等の発生を想定する建屋内							
	(MOX 燃料加工建屋)							
	環境温度		環境圧力		湿度		放射線	
	通常	事故時	通常	事故時	通常	事故時	通常	事故時
核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失	5℃～40℃	グローブボックス内： 16℃～450℃ 工程室内： 16℃～56℃ 工程室外： 5℃～40℃	管理区域外：大気圧 管理区域内： 0～-160Pa [gage]	管理区域外：大気圧 管理区域内：大気圧	外気と運転状態により変化 (通常状態)	外気と運転状態により変化 (通常状態)	管理区域外：～2.6 μSv/h 管理区域内：～50 μSv/h	通常時と同程度

※：本表は，有効性評価の範囲（拡大防止対策成功時の事態収束まで）における環境条件を示す。

表 2-11-1 重大事故等時における環境温度，環境圧力，湿度及び放射線

(つづき)

重大事故等	重大事故等の発生を想定する建屋以外の建屋				屋外			
	(制御建屋，緊急時対策建屋)							
	環境温度	環境圧力	湿度	放射線	環境温度	環境圧力	湿度	放射線
核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失	10℃～40℃ (通常状態)	≥大気圧 (通常状態)	外気と運転状態により変化 (通常状態)	—	-16～35℃ (通常の外気状態)	大気圧 (通常の外気状態)	最高湿度 90% (通常の外気状態)	—

※ : 本表は，有効性評価の範囲（拡大防止対策成功時の事態収束まで）における環境条件を示す。

補足説明資料 2 - 1 2 (35 条)

可搬型重大事故等対処設備への給電について

1. 設計方針

可搬型重大事故等対処設備の可搬型重大事故等対処設備の電源は、可搬型重大事故等対処設備の使用頻度を踏まえ、対処に必要なパラメータを把握するのに必要な容量を有する設計とする。

2. 給電方式の整理

可搬型重大事故等対処設備の可搬型重大等対処設備のうち、電源が必要な設備の給電方式を第2-12-1表に示す。

第 2 - 12 - 1 表 電源が必要な可搬型重大事故等対処設備

事象分類	可搬型重大事故等対処設備	給電方式
可搬型情報把握設備	燃料加工建屋可搬型情報収集装置	可搬型発電機
	制御建屋可搬型情報収集装置 (燃料加工建屋)	可搬型発電機
	制御建屋可搬型情報表示装置 (燃料加工建屋)	可搬型発電機
	制御建屋可搬型情報収集装置 ^{※1}	可搬型発電機
	第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ^{※1}	可搬型発電機
	第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 ^{※1}	可搬型発電機

※1 必要となる電源は、「電気設備（設計基準対象の施設）」の機能が維持されている場合、これを兼用し、電源の供給を受ける設計とする。

(1) 給電方式の概要

a. 可搬型重大事故等対処設備

以下の設備の電源は、可搬型重大事故等対処設備を電源として用いる設備（パラメータ伝送時）であり、b. 可搬型発電機又は「電気設備（設計基準対象の施設）」から可搬型重大事故等対処設備へ電源を供給することにより、継続使用が可能な設備である。

b. 可搬型発電機

以下の設備の電源は、燃料加工建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、情報連絡用可搬型発電機、情報把握計装設備可搬型発電機へ燃料を供給することにより、継続使用が可能な設備である。

- ・ 燃料加工建屋可搬型情報収集装置
- ・ 制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）
- ・ 制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）
- ・ 制御建屋可搬型情報収集装置（再処理施設と共用）
- ・ 第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置（再処理施設と共用）
- ・ 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置（再処理施設と共用）

3. 可搬型重大事故等対処設備への給電の継続性の整理

a. 考慮事項

- ・ 可搬型重大事故等対処設備への給電は、必要なパラメータを把握する期間においても電源が枯渇することのないこと

b. 継続性の整理

可搬型重大事故等対処設備への給電の継続性について、第2-12-2表にまとめた。

第2-12-2表 可搬型重大事故等対処設備への給電について

事象分類	可搬型重大事故等 対処設備	給電方式	測定 パラメータ数※1	使用時間※2 (分)	給電可能時間 (分)	継続するための措置
情報把握設備	燃料加工建屋可搬型情報 収集装置	可搬型発電機	—	—	7日間以上	可搬型発電機は7日間以上継続して給電する。
	制御建屋用可搬型情報収 集装置（燃料加工建屋）	可搬型発電機	—	—	7日間以上	可搬型発電機は7日間以上継続して給電する。
	制御建屋用可搬型情報表 示装置（燃料加工建屋）	可搬型発電機	—	—	7日間以上	可搬型発電機は7日間以上継続して給電する。
	制御建屋可搬型情報収集 装置	可搬型発電機	—	—	7日間以上	可搬型発電機は7日間以上継続して給電する。
	第1保管庫・貯水所可搬 型情報収集装置	可搬型発電機	—	—	7日間以上	可搬型発電機は7日間以上継続して給電する。
	第2保管庫・貯水所可搬 型情報収集装置	可搬型発電機	—	—	7日間以上	可搬型発電機は7日間以上継続して給電する。

※1 測定パラメータ数は、可搬型重大事故等対処設備1台で測定する数量である。

※2 パラメータの把握に必要な時間として、一測定パラメータあたり5分として設定し、これを90分毎（重大事故時の1回あたりの作業時間）に1回を情報把握設備が設置されるまでの1日間実施することを考慮する。（5分×16回/日×1日×測定パラメータ数）

令和2年9月7日 R0

補足説明資料2-13 (35条)

本システムは、重大事故等が発生し、全交流動力電源喪失を伴わない場合、重要監視パラメータを再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所へ伝送するものである。

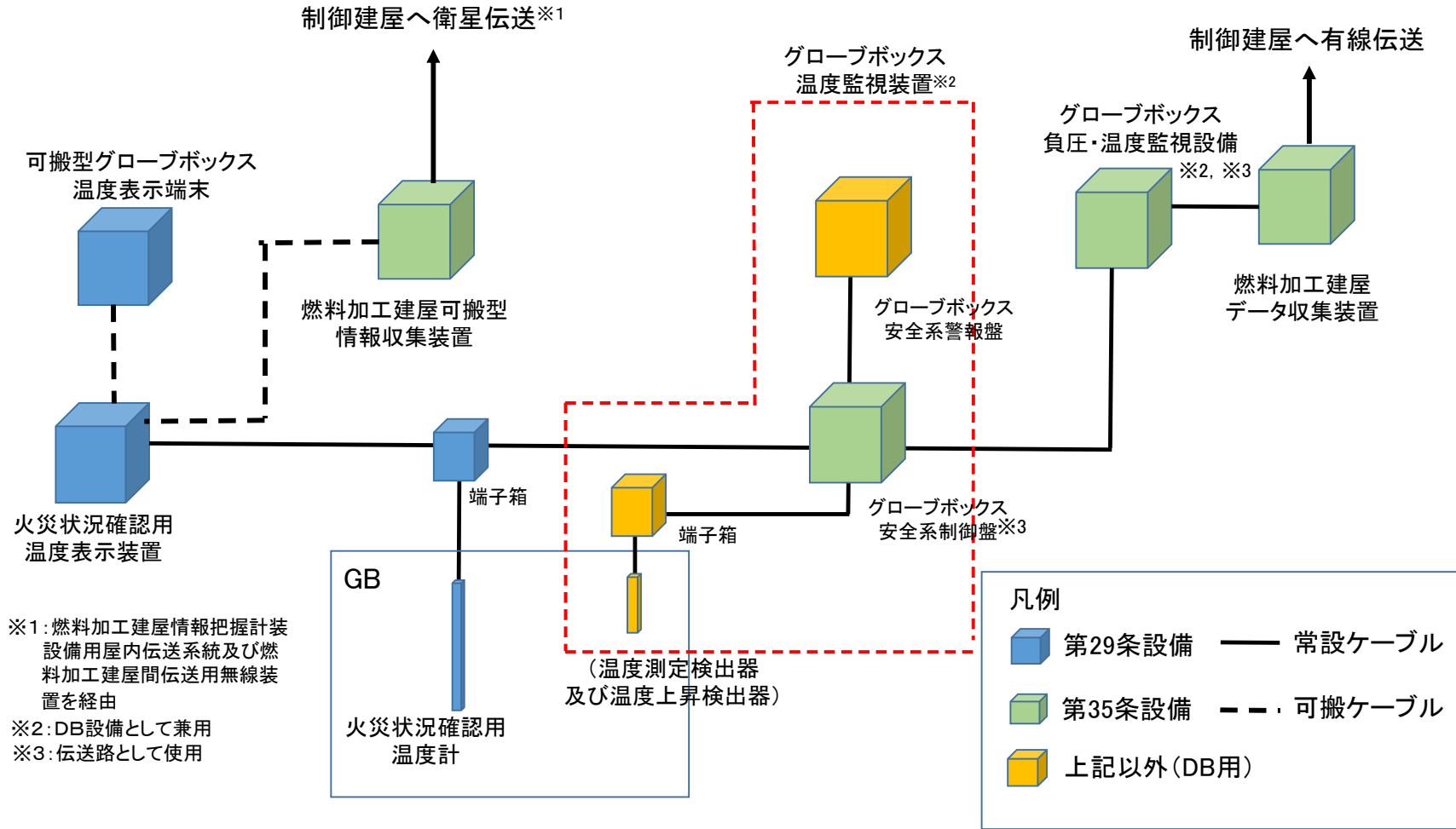
システム構成は、重要監視パラメータである火災近傍温度（測温抵抗体）、グローブボックス温度監視装置及びグローブボックス負圧・温度監視設備の一部を伝送経路として使用し、燃料加工建屋データ収集装置へ伝送する構成である。

グローブボックス温度監視装置及びグローブボックス負圧・温度監視設備は設計基準対象の施設であり、設計基準事象時に対処するための設備であり、設計事象発生時の対処の拠点は緊急時対策所及び中央制御室になるものと考えている。このような場合、グローブボックスの状況（火災の有無及び閉じ込め機能の状況）を確認する必要があることから、これら設備と接続し必要なパラメータを伝送可能な対応とした。

また今後、再処理施設と同様に事業所外伝送（E R S S）への伝送も考慮した構成としている。

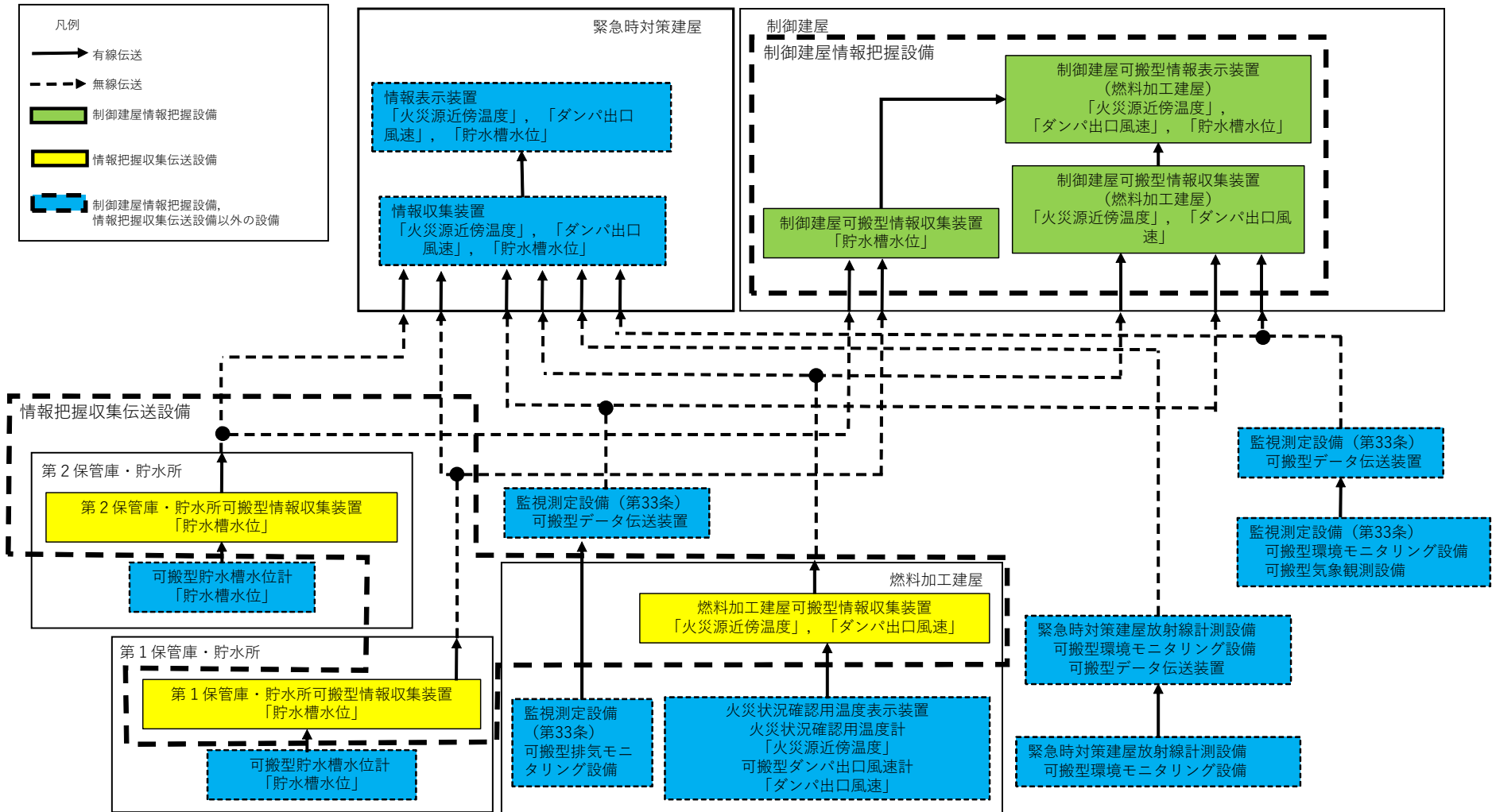
一方、重大事故発生時には静的機器で構成する火災状況確認用温度表示装置にて火災状況を確認することとしており、重大事故発生時に全交流動力電源喪失した際には、可搬型情報収集装置を使用し、再処理施設中央制御室及び緊急時対策所へ伝送する設計としている。

以上のことから、安全機能の喪失を要因とした重大事故等が発生し、全交流動力電源喪失を伴わない場合の伝送経路として、グローブボックス温度監視装置及びグローブボックス負圧・温度監視設備を一部経由した構成とする。

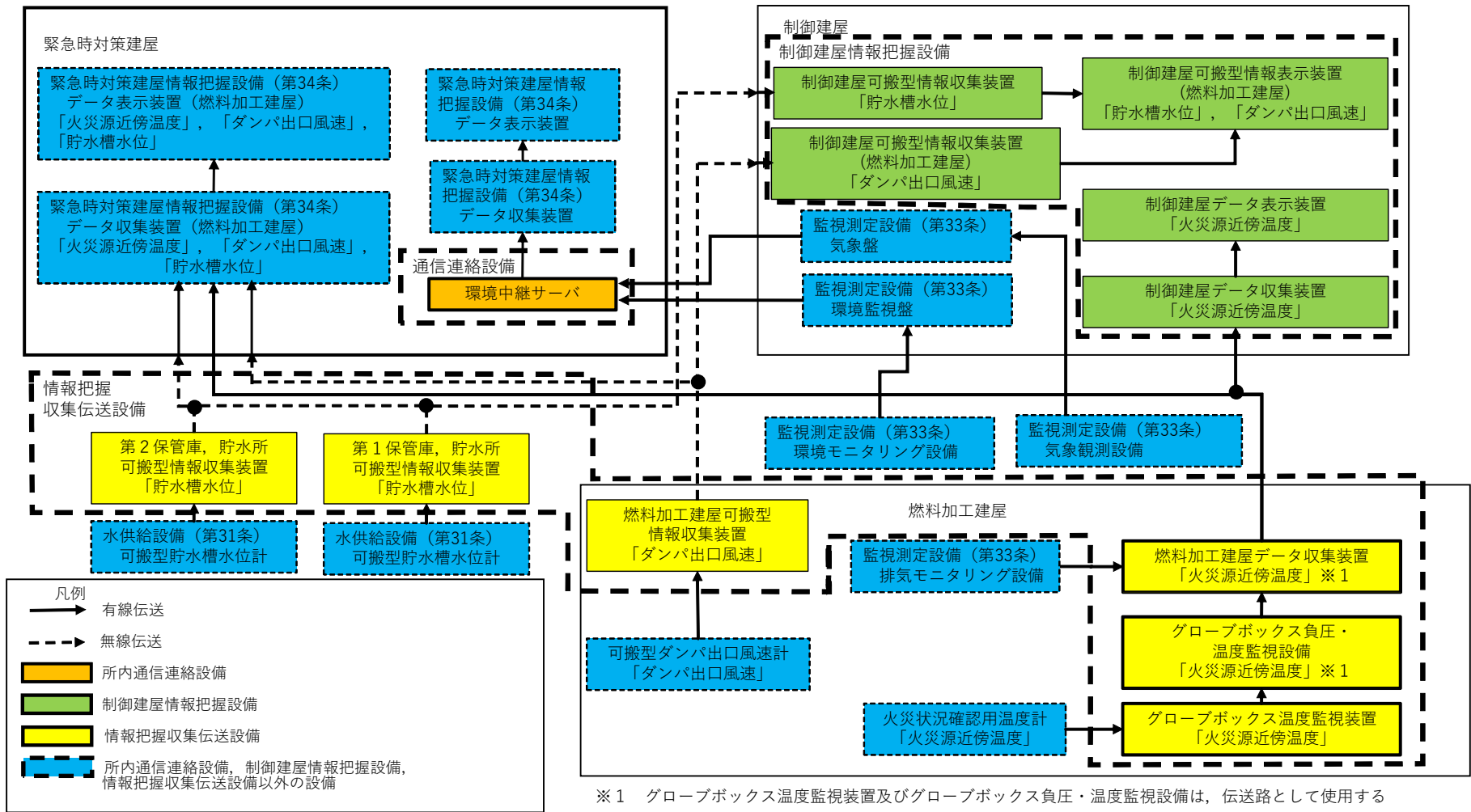


第 2-13-1 図 グローブボックス温度監視の全体系統構成

補足説明資料 2-14 (35 条)



第 2 - 14 - 1 図 情報把握設備 系統概要図 (重大事故等が発生し, 全交流電源の喪失及び計測する機器が故障した場合並びに全交流電源が喪失した場合) (1 / 2)



第 2-14-1 図 情報把握設備 系統概要図 (重大事故等が発生し、全交流電源の喪失を伴わない場合) (2 / 2)